

令和 8 年 3 月  
浜田市議会定例会議議案

令和 8 年 2 月 24 日

## 令和8年3月浜田市議会定例会議付議事件

### 議案

- 議案第1号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 浜田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 議案第3号 浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 浜田市金城老人福祉センター条例を廃止する条例について
- 議案第6号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 浜田市弥栄農産物処理加工施設条例を廃止する条例について
- 議案第8号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 財産の無償譲渡について（浜田市弥栄農産物処理加工施設）
- 議案第14号 浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第15号 弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第16号 小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第17号 令和7年度浜田市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第18号 令和7年度浜田市一般会計補正予算（第11号）
- 議案第19号 令和7年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 令和7年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 令和7年度浜田市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第22号 令和7年度浜田市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 令和8年度浜田市一般会計予算
- 議案第24号 令和8年度浜田市国民健康保険特別会計予算
- 議案第25号 令和8年度浜田市駐車場事業特別会計予算
- 議案第26号 令和8年度浜田市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 令和8年度浜田市水道事業会計予算
- 議案第28号 令和8年度浜田市工業用水道事業会計予算
- 議案第29号 令和8年度浜田市下水道事業会計予算
- 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

## 報 告

報告第 1 号 専決処分の報告について(令和 7 年度浜田市一般会計補正予算(第 9 号))

報告第 2 号 専決処分の報告について(事故の損害賠償の額の決定)

議案第 1 号

浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例

浜田市附属機関設置条例（平成 17 年浜田市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部浜田市男女共同参画推進委員会の項の次に次のように加える。

浜田市カスタマーハラスメント防止に関する条例検討委員会	（仮称）浜田市カスタマーハラスメント防止条例の制定に関する必要な事項を調査審議すること。	識見者 4 人以内 商工関係団体代表 1 人以内 労働関係団体代表 1 人以内 医療福祉関係団体代表 1 人以内	（仮称）浜田市カスタマーハラスメント防止条例の制定に関する調査審議に要する間	委員の半数以上	出席委員の過半数
-----------------------------	--	---	--	---------	----------

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市男女共同参画推進委員会委員の項の次に次のように加える。

浜田市カスタマーハラスメント防止に関する条例検討委員会委員	〃 6,000 円
-------------------------------	-----------

議案第 2 号

浜田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

浜田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- (1) 浜田市まちづくりセンターの設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(浜田市行政組織条例の一部改正)

2 浜田市行政組織条例（平成17年浜田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市民生活部の項に次の1号を加える。

- (5) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関すること。

(浜田市まちづくりセンター条例の一部改正)

3 浜田市まちづくりセンター条例（令和2年浜田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

議案第 3 号

浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表浜田市看護学校等学生修学資金の項を次のように改める。

<p>浜田市 看護学 生等修 学資金</p>	<p>市内における保健 師、助産師、看護師 又は准看護師（以 下この項において 「看護職員」とい う。）の確保を図る ため、看護職員を 養成する学校、大 学又は養成所（以 下この項において 「養成施設」とい う。）に在学する学 生のうち、将来市 内の医療機関、福 祉施設又は介護施 設（以下この項に おいて「医療機関 等」という。）にお いて看護に携わる 職（以下この項に おいて「看護職」と いう。）に従事しよ うとするものに対 して、養成施設の 正規の修業期間を 超えない期間貸し 付けた資金</p>	<p>1 修学資金の貸付けを受けた者 （以下この項及び次項において 「被貸与者」という。）が、養成施 設を卒業した日から 1 年（疾病、 負傷その他のやむを得ない事由 （以下この項において「疾病等の 事由」という。）があるため看護 職員の免許（以下この項において 「免許」という。）を取得するこ とができないと認められる場合 は、当該疾病等の事由がなくなっ た日から 1 年）以内に免許を取得 し、直ちに（養成施設を卒業した 後他の看護職に従事する者を養 成する養成施設（以下この項にお いて「他種の養成施設」という。） に進学した場合又は疾病等の事 由があると認められる場合は、当 該他種の養成施設を卒業した後 又は当該疾病等の事由がなくな った後直ちに）市内の医療機関等 において看護職に従事した期 間（疾病等の事由があるため看護 職に従事することができないと 認められる期間がある場合の当 該期間を含む。）が、修学資金の 貸付けを受けた期間の 1.5 倍に</p>	<p>債 務 の 全 部</p>
------------------------------------	--	---	--------------------------

		相当する期間以上となったとき。	
		2 被貸与者が、死亡したとき、又は心身に重度の障がいをもつこととなったことにより修学資金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部又は一部

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに貸し付けた浜田市看護学校等学生修学資金のうち、その返還が完了していないもの又は免除されていないものについては、同条例による改正前の浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例第 2 条の表浜田市看護学校等学生修学資金の項の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

議案第 4 号

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

浜田市放課後児童クラブ条例（平成 17 年浜田市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表ふたば学級放課後児童クラブの項の次に次のように加える。

にこにこ学級放課後児童クラブ	浜田市港町 208 番地	25 人
----------------	--------------	------

第 2 条の表かもめ学級放課後児童クラブの項の次に次のように加える。

あおぞら学級放課後児童クラブ	浜田市下府町 2103 番地 32	40 人
----------------	-------------------	------

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

浜田市金城老人福祉センター条例を廃止する条例について

浜田市金城老人福祉センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市金城老人福祉センター条例を廃止する条例

浜田市金城老人福祉センター条例（平成 17 年浜田市条例第 137 号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜田市国民健康保険条例（平成 17 年浜田市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 14 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 14 条の 3 第 1 号イ中「、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」を「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第 2 号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第 18 条の 6 中「66 万円」を「67 万円」に改める。

第 18 条の 6 の 6 第 1 項第 3 号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第 18 条の 12 の次に次の 5 条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第 18 条の 13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第

22 条、第 22 条の 3、第 22 条の 4 及び第 22 条の 5 の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。) の総額 (以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。) は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 27 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (島根県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。) の額

イ 第 22 条の 5 に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。) の額

(3) 当該年度における第 27 条第 1 項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第 18 条の 14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者 (国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。) に

つき算定した 18 歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第 18 条の 15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第 18 条の 16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第 18 条の 13 第 1 号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第 3 号に掲げる額の見込額の合算額から同条第 1 号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の 100 分の 50 に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 2 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 35 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 18 歳以上被保険者均等割 第 18 条の 13 第 1 号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第 3 号に掲げる額の見込額の合算額から同条第 1 号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における 18 歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
  - ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 15 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第18条の17 第18条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第20条第4項中「次条」を「第21条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(普通徴収に係る保険料の前納に係る納期)

第20条の2 前条第1項の規定にかかわらず、地方税法第318条の規定により個人の市民税の賦課期日とされている当該年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有していなかった者が世帯主となっている世帯(以下「世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯」という。)においては、普通徴収に係る保険料の納期は、前条第1項に掲げる第1期とする。ただし、市長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合においては、当該世帯における普通徴収に係る保険料の納期は、前条第1項に掲げる納期とする。

2 前条第4項の規定にかかわらず、世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯において、次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、普通徴収に係る保険料の納期について、前条第1項に掲げる期間のうち、当該算定を行った日の翌日以降を始期とする期間で最も早く到来するもの又は当該期間よりも早い期間を納期と定め、これを通知しなければならない。ただし、市長において、当該世帯において特別の事情があると認める場合は、当該世帯に係る普通徴収に係る保険料の納期について、前条第4項の規定に基づきこれを定め、通知するものとする。

第21条第1項中「第18条の6の3」の次に「若しくは第18条の14」を、「第22条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を、「第22条の3第1項(同条第3項)の次に「又は

第 4 項」を加え、「第 18 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 22 条の 3 第 4 項第 1 号（同条第 6 項」を「額、同条第 5 項（同条第 7 項又は第 8 項）」に、「第 22 条の 4 第 1 項各号（同条第 3 項又は第 4 項）」を「第 22 条の 4 第 1 項各号（同条第 3 項から第 5 項まで）」に、「若しくは同条第 5 項各号（同条第 7 項又は第 8 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」を「、同条第 6 項各号（同条第 8 項から第 10 項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第 22 条の 5 第 1 項に定める額」に、「月割」を「月割り」に改め、同条第 2 項中「若しくは第 18 条の 6 の 3 の額若しくは第 18 条の 8 の額又は第 22 条第 1 項各号に定める額」を「、第 18 条の 6 の 3、第 18 条の 8 若しくは第 18 条の 14 の額又は第 22 条第 1 項各号に定める額若しくは同条第 5 項各号に定める額」に、「第 18 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 22 条の 3 第 4 項第 1 号」を「額、同条第 5 項」に、「若しくは同条第 5 項各号に定める額」を「、同条第 6 項各号に定める額若しくは第 22 条の 5 第 1 項に定める額」に改める。

第 22 条第 1 項中「66 万円」を「67 万円」に改め、同項第 1 号中「発生した場合には」を「発生した場合には、」に改め、「第 3 号」の次に「並びに第 5 項」を加え、同項第 2 号中「30 万 5,000 円」を「31 万円」に改め、同項第 3 号中「56 万円」を「57 万円」に、「場合には」を「場合には、」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「66 万円」を「67 万円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第 18 条の 14 の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円）とする。

(1) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世

- 帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額
- ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額
  - イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額
  - ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額
- (2) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 31 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額
- ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額
  - イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額
  - ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額
- (3) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減

じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額) に 57 万円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

- 6 第 18 条の 16 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、第 18 条の 16 第 2 項及び第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第 22 条の 2 中「及び前条第 1 項」を「、第 18 条の 6 の 4、第 18 条の 9 及び第 18 条の 15 並びに前条第 1 項 (同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。) 及び同条第 5 項」に改める。

第 22 条の 3 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、「第 18 条の 6 の 6」との次に「、「第 22 条第 1 項各号」とあるのは「第 22 条第 3 項の規定により読み替えられた同条第 1 項各号」と」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項第 2 号中「第 1 号」を「前号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 16」と、第 2 項中「第 18 条第 3 項」とあるのは「第 18 条の 16 第 3 項」

と読み替えるものとする。

第 22 条の 3 に次の 1 項を加える。

- 8 第 5 項及び第 6 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 16」と、「第 22 条第 1 項各号」とあるのは「第 22 条第 5 項各号」と、第 6 項中「第 18 条第 3 項」とあるのは「第 18 条の 16 第 3 項」と読み替えるものとする。

第 22 条の 4 第 1 項中「第 29 条の 7 第 5 項第 8 号」を「第 29 条の 7 第 6 項第 8 号」に、「66 万円」を「67 万円」に、「第 5 項に」を「第 6 項に」に改め、同項第 1 号中「第 32 条の 10 の 2」を「第 32 条の 10 の 3」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「66 万円」を「67 万円」に改め、同条第 8 項中「第 5 項」を「第 6 項」に、「第 6 項」を「第 7 項」に、「66 万円」を「67 万円」に改め、「「17 万円」と」の次に「、「第 22 条第 1 項各号」とあるのは「第 22 条第 4 項の規定により読み替えられた同条第 1 項各号」と」を加え、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「第 5 項」を「第 6 項」に、「66 万円」を「67 万円」に改め、「「26 万円」と」の次に「、「第 22 条第 1 項各号」とあるのは「第 22 条第 3 項の規定により読み替えられた同条第 1 項各号」と」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、同条第 5 項中「66 万円」を「67 万円」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項及び第 2 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 14」と、「67 万円」とあるのは「3 万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び 18 歳以上被保険者均等割」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 16」と読み替えるものとする。

第 22 条の 4 に次の 1 項を加える。

- 10 第 6 項及び第 7 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 6 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 14」と、「67 万円」とあるのは「3 万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び 18 歳以上被保険者均等割」と、「第 22 条第 1 項各号」とあるのは「第 22 条第 5 項各号」と、第 7 項中「第 18 条」とある

のは「第 18 条の 16」と読み替えるものとする。

第 22 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第 22 条の 5 当該年度において、その世帯に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「18 歳未満被保険者」という。）がある場合における当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第 18 条の 16 の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第 22 条第 5 項、第 22 条の 3 第 4 項の規定により読み替えられた同条第 1 項若しくは同条第 8 項の規定により読み替えられた同条第 5 項又は前条第 5 項の規定により読み替えられた同条第 1 項若しくは同条第 10 項の規定により読み替えられた同条第 6 項に規定する基準に従い当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第 18 条の 16 第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 18 条の 16 第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 14 条の 2、第 18 条の 6、第 18 条の 13 から第 18 条の 17 まで、第 20 条、第 20 条の 2 及び第 21 条から第 22 条の 5 までの規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 7 号

浜田市弥栄農産物処理加工施設条例を廃止する条例について

浜田市弥栄農産物処理加工施設条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市弥栄農産物処理加工施設条例を廃止する条例

浜田市弥栄農産物処理加工施設条例（平成 17 年浜田市条例第 184 号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例

浜田市営住宅条例（平成 17 年浜田市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 昭和 44 年度の部小福井住宅の項中「10」を「6」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例

浜田市地域定住住宅条例（令和 2 年浜田市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表錦ヶ岡住宅 3 号棟の項、錦ヶ岡住宅 5 号棟の項及び栃木住宅 4 号棟の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例

浜田市火災予防条例（平成 17 年浜田市条例第 255 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
  - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 1 号、第 10 号から第 14 号まで、第 17 号から第 18 号の 3 まで、第 2 項第 6 号、第 3 項及び第 4 項を除く。）及び第 5 条第 1 項の規定を準用する。

第 29 条の 7 第 1 項第 1 号中「防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第 44 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第 44 条第 7 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

議案第 11 号

浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

浜田市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年浜田市条例第 258 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9,700 円」を「1 万円」に改め、同号ただし書中「1 万 4,500 円」を「1 万 5,000 円」に改め、同条第 3 項中「100 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を、第 3 号から第 6 号まで」を「433 円を、第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「12,900」を「13,340」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に、「11,300」を「11,670」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 12 号

浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について

浜田市水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市水道給水条例の一部を改正する条例

第1条 浜田市水道給水条例（平成29年浜田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「1箇所」を「1か所」に改め、同条第2号中「2箇所」を「2か所」に改める。

第27条第1項第1号の表金額の欄を次のように改める。

金額
1,015.3円
1,086.8円
1,574.65円
1,607.65円
3,778.5円
7,558.65円
11,216.15円
38,043.5円
43,530.3円

第27条第1項第2号の表中「超える分」を「を越える分」に改め、同表金額の欄を次のように改める。

金額
104.5円
184.8円
228.8円
272.8円
251.9円
233.2円

第27条第2項第1号中「539円」を「607.2円」に改め、同項第2号中「539円」を「607.2円」に改め、同号ただし書中「490円」を「552円」に改め、同項第3号中「1箇所」を「1か所」に、「286円」を「322.3円」に改める。

第2条 浜田市水道給水条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項第1号の表金額の欄を次のように改める。

金額
----

1,107.15 円
1,184.15 円
1,719.3 円
1,785.3 円
4,147 円
8,297.3 円
12,312.3 円
41,767 円
47,791.15 円

第 27 条第 1 項第 2 号の表金額の欄を次のように改める。

金額
115.5 円
204.6 円
254.1 円
303.6 円
278.3 円
257.4 円

第 27 条第 2 項第 1 号中「607.2 円」を「675.4 円」に改め、同項第 2 号中「607.2 円」を「675.4 円」に改め、同号ただし書中「552 円」を「614 円」に改め、同項第 3 号中「322.3 円」を「358.6 円」に改める。

第 3 条 浜田市水道給水条例の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項第 1 号の表金額の欄を次のように改める。

金額
1,199 円
1,281.5 円
1,864.5 円
1,963.5 円
4,515.5 円
9,036.5 円
13,409 円
45,490.5 円
52,052 円

第 27 条第 1 項第 2 号の表金額の欄を次のように改める。

金額
126.5 円
224.4 円
280.5 円
334.4 円
305.8 円
282.7 円

第 27 条第 2 項第 1 号中「675.4 円」を「743.6 円」に改め、同項第 2 号中「675.4 円」を「743.6 円」に改め、同号ただし書中「614 円」を「676 円」に改め、同項第 3 号中「358.6 円」を「394.9 円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条及び次項の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (2) 第 2 条及び附則第 3 項の規定 令和 10 年 4 月 1 日
- (3) 第 3 条及び附則第 4 項の規定 令和 11 年 4 月 1 日

(経過措置)

2 令和 9 年 4 月 1 日前から継続して供給する水道の使用で、同日から同月 30 日までの間に使用水量を計量し、及び算定する水道料金並びに同年 5 月 1 日から同月 31 日までの間に使用水量を計量し、及び算定する水道料金のうち 1 月分の水道料金（第 28 条及び第 30 条の規定によりみなして算定する場合を含む。）については、第 1 条の規定による改正後の浜田市水道給水条例第 27 条の規定にかかわらず、なお第 1 条の規定による改正前の浜田市水道給水条例第 27 条の規定の例による。

3 令和 10 年 4 月 1 日前から継続して供給する水道の使用で、同日から同月 30 日までの間に使用水量を計量し、及び算定する水道料金並びに同年 5 月 1 日から同月 31 日までの間に使用水量を計量し、及び算定する水道料金のうち 1 月分の水道料金（第 28 条及び第 30 条の規定によりみなして算定する場合を含む。）については、第 2 条の規定による改正後の浜田市水道給水条例第 27 条の規定にかかわらず、なお第 2 条の規定による改正前の浜田市水道給水条例第 27 条の規定の例による。

4 令和 11 年 4 月 1 日前から継続して供給する水道の使用で、同日から同

月 30 日までの間に使用水量を計量し、及び算定する水道料金並びに同年 5 月 1 日から同月 31 日までの間に使用水量を計量し、及び算定する水道料金のうち 1 月分の水道料金（第 28 条及び第 30 条の規定によりみなして算定する場合を含む。）については、第 3 条の規定による改正後の浜田市水道給水条例第 27 条の規定にかかわらず、なお第 3 条の規定による改正前の浜田市水道給水条例第 27 条の規定の例による。

議案第 13 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

- 1 財産の名称 浜田市弥栄農産物処理加工施設
- 2 譲渡する財産
  - (1) 土地
    - 所在 弥栄町長安本郷 539 番 6
    - 地目 宅地
    - 面積 576.83 m<sup>2</sup>
  - (2) 建物
    - 所在地 弥栄町長安本郷 539 番地 6
    - 建築年度 平成 4 年度
    - 構造 鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
    - 延床面積 311.77 m<sup>2</sup>
- 3 評価額
  - (1) 土地 1,249,413 円
  - (2) 建物 6,712,159 円
  - (3) 合計 7,961,572 円
- 4 譲渡の条件 財産の譲渡を受けた日の翌日から起算して 10 年間は、農産物加工を行う施設として使用すること。
- 5 譲渡の相手方 浜田市黒川町 3741 番地  
島根県農業協同組合 いわみ中央地区本部  
常務理事本部長 佐々木 豊

議案第 14 号

浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について

浜田市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

議案第 15 号

弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

# 総合整備計画書

島根県浜田市弥栄町 弥畝辺地  
(辺地の人口 62 人、面積 45.5 k m<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町

弥栄町木都賀、弥栄町田野原、弥栄町程原、弥栄町三里

### (2) 地域の中心の位置

浜田市弥栄町三里イ 323 番 9

### (3) 辺地度点数 160 点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

弥畝辺地は、中国山脈の麓に位置し、標高 400～600m の高地のため積雪が多い地域である。

この地域は、高齢化率が 61.3% と非常に高く、地域行事や地域活動の維持も難しくなっている。こうした中、農林業、商業及び観光の振興と地域活性化を図る施設として、平成 3 年に「浜田市ふるさと体験村施設」を設置している。

同施設は、運営する第 3 セクターの解散等により、平成 30 年 9 月末から休止状態となっていたが、令和 5 年度から指定管理による運営を再開している。

現在は、新たに農林業の振興及び地域資源を活用した交流人口の拡大に取り組む地域の拠点施設として活用している。

同施設は、食堂を備えた管理棟（味里）、宿泊施設として研修道場（2 棟）及びログハウス（5 棟）がある。

これまで標高が高く夏場も比較的過ごしやすい環境であったため、十分な空調整備が行われていなかった。

しかし近年、異常気象により夏場の気温が上昇しており、来場者や宿泊客が快適に利用できるよう、空調設備の整備が必要な状況である。

## 3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度の 1 年間

(単位：千円)

区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施設名	事業主体		特定財源	一般財源	
農林業の振興及び地域資源 を活用した交流人口の拡大 に取り組む地域の拠点施設	浜田市	13,079	0	13,079	13,000

議案第 16 号

小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

# 総合整備計画書

島根県浜田市金城町 小国辺地  
(辺地の人口 144 人、面積 18.6 k m<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町

金城町小国

### (2) 地域の中心の位置

浜田市金城町小国イ 179 番 4

### (3) 辺地度点数 124 点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

小国辺地は、浜田市金城支所より南へ約 10 k m 離れ、二級河川周布川水系小国川沿いに位置する四方を険阻な山々に囲まれた自然的、地理的に不利な山間豪雪地帯である。

当辺地にある小国川に架かる谷口橋について、増水時には桁が水流を阻害し、氾濫の原因となっており、交通に支障を来す住民も多い。

本計画により、橋梁の架け替えを行うことで、交通利便性の向上、救急・災害等の緊急時への早期対応を図るものである。

## 3 公共的施設の整備計画

(変更前) 令和 5 年度から令和 7 年度まで 3 年間

(変更後) 令和 5 年度から令和 8 年度まで 4 年間

(単位：千円)

区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施設名	事業主体		特定財源	一般財源	
道路	浜田市	(変更前) 164,850	81,640	83,210	83,100
		(変更後) 223,880	98,386	125,494	125,200

# 令和 7 年度

## 浜田市一般会計補正予算 (第 10 号)

令和 7 年度 浜田市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 7 年度浜田市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 231,553 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,526,441 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		3,072,853	231,553	3,304,406
	2 県 補 助 金	1,226,932	231,553	1,458,485
歳 入 合 計		46,294,888	231,553	46,526,441

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		12,573,891	231,553	12,805,444
	1 社 会 福 祉 費	7,078,151	231,553	7,309,704
歳 出	合 計	46,294,888	231,553	46,526,441

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
03 民生費	01 社会福祉費	島根県低所得世帯緊急支援 給付金支給事業	229,934 <small>千円</small>



(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3民生費	12,573,891	231,553	12,805,444	231,553			
歳出合計	46,294,888	231,553	46,526,441	231,553	0	0	0



(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 社会福祉費補助金	231,553	島根県低所得世帯緊急支援給付金支給事業費 231,553

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	12,573,891	231,553	12,805,444	231,553			
1 社会福祉費	7,078,151	231,553	7,309,704	231,553			
1 社会福祉総務費	1,031,128	231,553	1,262,681	231,553			

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	1,578	1 島根県低所得世帯緊急支援給付金 支給事業 231,553
3	職員手当等	1,073	
4	共済費	424	
8	旅費	41	
10	需用費	1,863	
11	役務費	3,034	
12	委託料	4,000	
19	扶助費	219,540	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	( 841) 616 人	1,220,621 千円	2,358,904 千円	2,084,465 千円	5,663,990 千円
補 正 前	( 839) 616	1,219,043	2,358,904	2,083,392	5,661,339
比 較	( 2)	1,578		1,073	2,651
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	1,014,863 千円	6,678,853 千円			
補 正 前	1,014,439	6,675,778			
比 較	424	3,075			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	( 19) 559 人		2,348,230 千円	1,679,607 千円	4,027,837 千円
補 正 前	( 19) 559		2,348,230	1,679,452	4,027,682
比 較				155	155
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	789,516 千円	4,817,353 千円			
補 正 前	789,516	4,817,198			
比 較		155			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	( 822) 57 人	1,220,621 千円	10,674 千円	404,858 千円	1,636,153 千円
補 正 前	( 820) 57	1,219,043	10,674	403,940	1,633,657
比 較	( 2)	1,578		918	2,496
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	225,347 千円	1,861,500 千円			
補 正 前	224,923	1,858,580			
比 較	424	2,920			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	47,574 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	81,906 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	37,944 <sup>千円</sup>
	補正前	47,574		81,906		37,944
	比 較					
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	42,288 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	8,317 <sup>千円</sup>	186,097 <sup>千円</sup>	17,143 <sup>千円</sup>
	補正前	42,288		8,317	185,942	17,143
	比 較				155	
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 <sup>千円</sup>	2,800 <sup>千円</sup>	749,914 <sup>千円</sup>	623,976 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>
	補正前	45	2,800	749,416	623,556	
	比 較			498	420	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	286,461 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>		
	補正前	286,461				
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0 <sup>千円</sup>	1 給与改定に伴う 増減額		
		2 普通昇給に伴う 増減額	普通昇給分	
		3 その他の増減分	退職に伴う減額 新規採用に伴う増額 他会計との異動等による増減額 昇格等による増減額 その他による増減等 給料額の削減による減額	



# 令和 7 年度

## 浜田市一般会計補正予算 (第 1 1 号)

令和 7 年度 浜田市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 7 年度浜田市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,624,989 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44,901,452 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市	税	9,719,713	173,070	9,892,783
	1市民税	2,806,603	10,000	2,816,603
	2固定資産税	6,324,608	175,000	6,499,608
	3軽自動車税	227,578	△2,920	224,658
	4市たばこ税	357,824	△9,010	348,814
11地方交付税		10,337,668	459,257	10,796,925
	1地方交付税	10,337,668	459,257	10,796,925
13分担金及び負担金		244,758	△12,554	232,204
	1分担金	24,361	△7,252	17,109
	2負担金	220,397	△5,302	215,095
14使用料及び手数料		414,261	△2,638	411,623
	2手数料	172,066	△2,638	169,428
15国庫支出金		6,358,365	△588,527	5,769,838
	1国庫負担金	3,908,288	△176,288	3,732,000
	2国庫補助金	2,385,326	△404,592	1,980,734
	3国庫委託金	64,751	△7,647	57,104
16県支出金		3,304,406	△150,945	3,153,461
	1県負担金	1,667,225	△45,683	1,621,542
	2県補助金	1,458,485	△105,262	1,353,223
17財産収入		308,712	9,675	318,387
	1財産運用収入	126,216	5,592	131,808
	2財産売払収入	182,496	4,083	186,579
18寄附金		1,393,197	250,000	1,643,197
	1寄附金	1,393,197	250,000	1,643,197
19繰入金		4,282,118	△1,249,464	3,032,654

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 基金繰入金	4,282,118	△1,249,464	3,032,654
21 諸収入		1,463,749	△178,978	1,284,771
	1 延滞金・加算金及び過料	5,001	△2,300	2,701
	2 市預金利子	20	2,281	2,301
	3 貸付金元利収入	76,189	△35	76,154
	4 受託事業収入	312,839	△16,396	296,443
	5 雑収入	1,069,700	△162,528	907,172
22 市債		5,696,900	△333,885	5,363,015
	1 市債	5,696,900	△333,885	5,363,015
歳入合計		46,526,441	△1,624,989	44,901,452

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		246,479	△8,101	238,378
	1 議 会 費	246,479	△8,101	238,378
2 総 務 費		10,116,743	△170,178	9,946,565
	1 総 務 管 理 費	9,182,698	△136,918	9,045,780
	2 徴 税 費	391,236	△2,482	388,754
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	241,829	△7,585	234,244
	4 選 挙 費	208,099	△23,193	184,906
3 民 生 費		12,805,444	△659,979	12,145,465
	1 社 会 福 祉 費	7,309,704	△149,461	7,160,243
	2 児 童 福 祉 費	4,782,022	△449,109	4,332,913
	3 生 活 保 護 費	713,717	△61,409	652,308
4 衛 生 費		3,992,361	△208,238	3,784,123
	1 保 健 衛 生 費	1,885,349	△114,150	1,771,199
	2 清 掃 費	2,107,012	△94,088	2,012,924
6 農 林 水 産 業 費		3,264,389	△179,957	3,084,432
	1 農 業 費	1,978,981	△158,369	1,820,612
	2 林 業 費	270,058	△9,801	260,257
	3 水 産 業 費	1,015,350	△11,787	1,003,563
7 商 工 費		1,569,393	△40,888	1,528,505
	1 商 工 費	1,569,393	△40,888	1,528,505
8 土 木 費		3,200,443	△148,314	3,052,129
	1 土 木 管 理 費	651,875	△9,079	642,796
	2 道 路 橋 梁 費	1,665,139	△69,147	1,595,992
	3 河 川 費	120,173	△15,259	104,914
	5 都 市 計 画 費	589,524	△38,105	551,419

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 住 宅 費	173,343	△16,724	156,619
9 消 防 費		1,584,547	△31,362	1,553,185
	1 消 防 費	1,584,547	△31,362	1,553,185
10 教 育 費		4,163,571	△68,925	4,094,646
	1 教 育 総 務 費	1,341,688	△44,432	1,297,256
	2 小 学 校 費	900,915	△9,389	891,526
	3 中 学 校 費	153,043	△3,000	150,043
	4 幼 稚 園 費	285,714	6,650	292,364
	5 社 会 教 育 費	794,121	△3,927	790,194
	6 保 健 体 育 費	688,090	△14,827	673,263
11 災 害 復 旧 費		203,971	△55,166	148,805
	1 農林水産業施設災害復旧費	43,867	△20,000	23,867
	2 公共土木施設災害復旧費	160,104	△35,166	124,938
12 公 債 費		5,311,000	△53,881	5,257,119
	1 公 債 費	5,311,000	△53,881	5,257,119
歳 出	合 計	46,526,441	△1,624,989	44,901,452

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
02 総務費	01 総務管理費	財産管理事務費	4,635
02 総務費	03 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務電算化事業	3,333
08 土木費	01 土木管理費	狭あい道路拡幅整備事業	3,000
08 土木費	02 道路橋梁費	道路法面点検事業	5,210
08 土木費	02 道路橋梁費	戸地線改良事業	40,268
08 土木費	02 道路橋梁費	橋梁長寿命化改修事業	25,750
08 土木費	02 道路橋梁費	谷口橋整備事業	52,603
08 土木費	03 河川費	治和川砂防事業流末水路整備事業	16,100
11 災害復旧費	02 公共土木施設災害復旧費	7年公共土木施設災害復旧費	106,452

(変更)

款	項	事業名	補正前額	補正後額
07 商工費	01 商工費	日本遺産石見神楽保存・継承支援事業	30,000	17,357
08 土木費	02 道路橋梁費	道路ストック災害防除事業	21,035	31,035
08 土木費	02 道路橋梁費	歩道整備事業	15,210	19,962

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
企業立地奨励事業	令和8年度から令和10年度まで	14,431
羽田発着枠政策コンテストに係る萩・石見空港利用拡大促進協議会に対する損失補償	令和9年度	10,200

第 4 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補てん債	千円 35,315	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件 による。ただし、市財 政の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、若しくは 延長し、繰上償還を 行い、又は借換えす ることができる。

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
	千円	千円
防災施設整備事業	1,173,900	886,100
庁舎整備事業	185,500	203,800
生活路線バス整備事業	16,500	15,000
まちづくりセンター整備事業	247,800	240,600
過疎地域持続的発展特別事業	106,200	107,000
福祉施設整備事業	80,900	9,300
土地改良事業	108,700	89,000
観光施設整備事業	214,900	215,700
道路橋梁整備事業	676,100	613,500
自然災害防止事業	79,600	79,200
公園整備事業	12,600	70,100
消防防災施設整備事業	217,400	210,700
教育施設整備事業	738,000	762,400
災害復旧事業	120,900	107,400

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	9,719,713	173,070	9,892,783
11 地方交付税	10,337,668	459,257	10,796,925
13 分担金及び負担金	244,758	△12,554	232,204
14 使用料及び手数料	414,261	△2,638	411,623
15 国庫支出金	6,358,365	△588,527	5,769,838
16 県支出金	3,304,406	△150,945	3,153,461
17 財産収入	308,712	9,675	318,387
18 寄附金	1,393,197	250,000	1,643,197
19 繰入金	4,282,118	△1,249,464	3,032,654
21 諸収入	1,463,749	△178,978	1,284,771
22 市債	5,696,900	△333,885	5,363,015
歳入合計	46,526,441	△1,624,989	44,901,452

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1議会費	246,479	△8,101	238,378				△8,101
2総務費	10,116,743	△170,178	9,946,565	△97,626	△277,400	77,430	127,418
3民生費	12,805,444	△659,979	12,145,465	△397,790	△71,600	△43,866	△146,723
4衛生費	3,992,361	△208,238	3,784,123	△17,862		△19,031	△171,345
6農林水産業費	3,264,389	△179,957	3,084,432	△67,282	△6,700	△57,914	△48,061
7商工費	1,569,393	△40,888	1,528,505	△9,062	800	△17,860	△14,766
8土木費	3,200,443	△148,314	3,052,129	△78,516	△5,500	△91,205	26,907
9消防費	1,584,547	△31,362	1,553,185	△6,423	△6,700		△18,239
10教育費	4,163,571	△68,925	4,094,646	△46,748	24,400	△23,828	△22,749
11災害復旧費	203,971	△55,166	148,805	△24,100	△14,700		△16,366
12公債費	5,311,000	△53,881	5,257,119				△53,881
歳出合計	46,526,441	△1,624,989	44,901,452	△745,409	△357,400	△176,274	△345,906

2 歳 入

1 市 税 ( 1 市 民 税)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市 税	9,719,713	173,070	9,892,783
1 市 民 税	2,806,603	10,000	2,816,603
1 個 人	2,298,275	60,000	2,358,275
2 法 人	508,328	△50,000	458,328
2 固定資産税	6,324,608	175,000	6,499,608
1 固定資産税	6,183,422	175,000	6,358,422
3 軽自動車税	227,578	△2,920	224,658
1 環境性能割	21,739	△4,020	17,719
2 種別割	205,839	1,100	206,939
4 市たばこ税	357,824	△9,010	348,814
1 市たばこ税	357,824	△9,010	348,814
11 地方交付税	10,337,668	459,257	10,796,925
1 地方交付税	10,337,668	459,257	10,796,925
1 地方交付税	10,337,668	459,257	10,796,925
13 分担金及び負担金	244,758	△12,554	232,204
1 分 担 金	24,361	△7,252	17,109
1 総務費分担金	5,852	△5,852	0
2 農林水産業費分担金	13,992	△900	13,092

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	現年課税分	60,000	現年課税分 60,000
1	現年課税分	△50,000	現年課税分 △50,000
1	現年課税分	175,000	現年課税分 175,000
1	環境性能割	△4,020	環境性能割 △4,020
1	現年課税分	1,100	現年課税分 1,100
1	現年課税分	△9,010	現年課税分 △9,010
1	地方交付税	459,257	普通交付税 459,257
1	総務管理費分担金	△5,852	個別受信設備設置分担金 △5,852
1	農業費分担金	△900	農地有効利用支援整備分担金 △900

## 13 分担金及び負担金（1 分 担 金）

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 土木費分担金	3,750	△500	3,250
2 負 担 金	220,397	△5,302	215,095
1 民生費負担金	210,870	△5,302	205,568
14 使用料及び手数料	414,261	△2,638	411,623
2 手 数 料	172,066	△2,638	169,428
3 衛生手数料	140,032	△2,638	137,394
15 国庫支出金	6,358,365	△588,527	5,769,838
1 国庫負担金	3,908,288	△176,288	3,732,000
1 民生費国庫負担金	3,785,639	△164,036	3,621,603
3 教育費国庫負担金	83,127	1,466	84,593
4 災害復旧費国庫負担金	36,206	△13,718	22,488
2 国庫補助金	2,385,326	△404,592	1,980,734
1 総務費国庫補助金	1,020,697	△94,565	926,132

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	道路橋梁費負担金	△500	急傾斜地崩壊防止事業分担金（国庫） △500
1	社会福祉費負担金	△410	老人福祉施設措置費負担金 △410
2	児童福祉費負担金	△4,892	放課後児童クラブ自己負担金 △4,892
1	清掃手数料	△2,638	ごみ処理手数料 △2,638
1	社会福祉費負担金	△9,333	特別障がい者手当等給付費 △5,373 保険基盤安定制度事業費 799 障がい者医療費 △4,759
2	児童福祉費負担金	△10,049	教育・保育施設型給付費 △3,499 妊婦のための支援給付交付金 △6,550
4	児童手当負担金	△98,596	児童手当負担金 △98,596
5	生活保護費負担金	△46,058	生活保護費 △46,058
1	幼稚園費負担金	1,466	教育・保育施設型給付費 1,466
1	公共土木施設災害復旧費負担金	△13,718	5年公共土木施設災害復旧費 2,582 7年公共土木施設災害復旧費 △16,300
1	総務管理費補助金	△98,095	電源立地地域対策交付金 △161 新しい地方経済・生活環境創生交付金 △10,303 特定地域づくり事業推進交付金 △3,392 地域少子化対策重点推進交付金 △1,000

15 国庫支出金 ( 2 国庫補助金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	485,619	△160,066	325,553
3 衛生費国庫補助金	22,759	△6,702	16,057
4 農林水産業費国庫補助金	3,150	△1,350	1,800
5 土木費国庫補助金	561,572	△79,911	481,661
6 消防費国庫補助金	50,154	△6,423	43,731
7 教育費国庫補助金	241,375	△55,575	185,800
3 国庫委託金	64,751	△7,647	57,104
1 総務費国庫委託金	53,140	△7,647	45,493
16 県支出金	3,304,406	△150,945	3,153,461
1 県負担金	1,667,225	△45,683	1,621,542

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
			物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △83,239
2	戸籍住民基本台帳費補助金	3,530	戸籍電算化事務費 3,530
2	児童福祉費補助金	△160,066	保育対策総合支援事業費 △2,088 妊婦のための支援給付事務費 △1,100 放課後児童クラブ整備事業費 175 就学前教育・保育施設整備交付金 △157,053
1	保健衛生費補助金	△6,702	合併処理浄化槽設置整備事業費 △6,702
1	農業費補助金	△1,350	特定地域づくり事業推進交付金 △1,350
1	道路橋梁費補助金	△52,964	社会資本整備総合交付金 △32,802 道路メンテナンス事業費 △19,194 道路交通安全施設等整備事業費 △968
2	都市計画費補助金	△6,750	集約都市形成支援事業費 △6,750
3	住宅費補助金	△20,197	社会資本整備総合交付金 △15,064 空き家対策総合支援事業費 △3,619 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費 △1,514
1	消防費補助金	△6,423	消防団設備整備事業費 △6,423
1	学校教育振興費補助金	△2,441	要保護児童生徒援助費 △51 へき地児童生徒援助費 △2,390
2	学校施設整備費補助金	△53,134	学校施設整備事業費 △53,134
3	選挙費委託金	△7,647	参議院議員通常選挙執行委託費 △7,647

## 16 県支出金 ( 1 県負担金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 民生費県負担金	1,504,758	△48,275	1,456,483
4 教育費県負担金	69,318	2,592	71,910
2 県補助金	1,458,485	△105,262	1,353,223
1 総務費県補助金	49,166	△2,781	46,385
2 民生費県補助金	530,484	△10,413	520,071
3 衛生費県補助金	101,685	△9,017	92,668
4 農林水産業費県補助金	644,624	△65,932	578,692

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	社会福祉費負担金	△18,238	国民健康保険基盤安定事業費 △9,507 後期高齢者医療保険基盤安定事業費 △6,352 障がい者医療費 △2,379
2	児童福祉費負担金	△21,785	教育・保育施設型給付費 △21,785
3	児童手当負担金	△8,252	児童手当負担金 △8,252
1	幼稚園費負担金	2,592	教育・保育施設型給付費 2,592
1	総務管理費補助金	△2,781	島根県生活交通確保対策交付金 219 「小さな拠点づくり」生活機能維持・確保推進事業費 △3,000
1	社会福祉費補助金	△174	福祉医療費 △2,666 福祉医療費（過年度分） 2,492
2	児童福祉費補助金	△10,239	しまねすくすく子育て支援事業交付金 △1,347 保育対策総合支援事業費 △15,900 しまね結婚・子育て支援市町村交付金（過年度分） 6,833 放課後児童クラブ整備事業費 175
1	保健衛生費補助金	△9,017	乳幼児医療費 △8,411 太陽光発電等導入支援事業費 △1,779 乳幼児医療費（過年度分） 1,173
1	農業費補助金	△62,228	中山間地域等直接支払交付金 △34,104 中山間地域等直接支払推進事業費 2,335 多面的機能支払交付金 △5,159 機構集積協力金 △3,060 農業人材力強化総合支援事業費 △1,500 担い手集積支援金 △886 ハウス等整備支援事業費 △10,611 有害鳥獣被害対策事業費 △1,498 最適土地利用総合対策事業費 △6,245 農地有効利用支援整備事業費 △1,500
3	水産業費補助金	△3,704	沿岸自営漁業自立支援事業費 △300 浜田地域水産業構造改革交付金 △3,404

## 16 県支出金 ( 2 県補助金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 土木費県補助金	23,621	△5,748	17,873
7 教育費県補助金	84,823	△3,571	81,252
8 災害復旧費県補助金	17,565	△7,800	9,765
17 財産収入	308,712	9,675	318,387
1 財産運用収入	126,216	5,592	131,808
1 財産貸付収入	82,247	△352	81,895
2 利子及び配当金	43,969	5,944	49,913
2 財産売払収入	182,496	4,083	186,579
1 不動産売払収入	158,755	9,222	167,977
2 物品売払収入	23,741	△5,139	18,602
18 寄 附 金	1,393,197	250,000	1,643,197
1 寄 附 金	1,393,197	250,000	1,643,197
1 総務費寄附金	1,266,500	250,000	1,516,500

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	土木管理費補助金	△2,067	木造住宅耐震改修等事業費 △210 ブロック塀等撤去費助成事業費 △100 耐震対策緊急性促進事業費 △757 老朽危険空き家除去支援事業費 △1,000
2	都市計画費補助金	△3,681	生活排水処理促進交付金 △3,681
1	教育総務費補助金	△1,752	スクールサポートスタッフ配置事業費 △4,006 緊急校務支援員配置事業費 1,686 市町村共同下宿運営事業費 568
2	社会教育費補助金	△1,819	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業費 △1,819
1	災害復旧費県補助金	△7,800	7年林業施設災害復旧費 △7,800
1	土地建物貸付収入	△352	土地建物貸付収入 △352
1	利子及び配当金	5,944	財政調整基金 4,782 減債基金 1,162
1	土地売払収入	9,460	土地売払収入 9,460
2	その他不動産売払収入	△238	立木売払収入 △238
1	物品売払収入	△5,139	資源ごみ売払収入 △5,139
1	総務管理費寄附金	250,000	ふるさと寄附金 250,000

19 繰入金（1 基金繰入金）

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰入金	4,282,118	△1,249,464	3,032,654
1 基金繰入金	4,282,118	△1,249,464	3,032,654
1 財政調整基金繰入金	1,285,622	△1,021,130	264,492
3 市有財産有効活用推進基金繰入金	103,762	△5,841	97,921
4 公共施設長寿命化等推進基金繰入金	244,233	△25,000	219,233
5 まちづくり振興基金繰入金	339,447	△30,638	308,809
6 ふるさと応援基金繰入金	1,083,313	△163,712	919,601
7 電源立地促進対策交付金事業修繕、維持補修基金繰入金	18,717	△2,816	15,901
8 森林環境譲与税基金繰入金	15,114	2,998	18,112
9 奨学基金繰入金	12,953	△3,325	9,628
21 諸 収 入	1,463,749	△178,978	1,284,771
1 延滞金・加算金及び過料	5,001	△2,300	2,701
1 延 滞 金	5,000	△2,300	2,700
2 市預金利子	20	2,281	2,301
1 市預金利子	20	2,281	2,301
3 貸付金元利収入	76,189	△35	76,154

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	財政調整基金繰入金	△1,021,130	財政調整基金繰入金 △1,021,130
1	市有財産有効活用推進基金繰入金	△5,841	市有財産有効活用推進基金繰入金 △5,841
1	公共施設長寿命化等推進基金繰入金	△25,000	公共施設長寿命化等推進基金繰入金 △25,000
1	まちづくり振興基金繰入金	△30,638	まちづくり振興基金繰入金 △30,638
1	ふるさと応援基金繰入金	△163,712	ふるさと応援基金繰入金 △163,712
1	電源立地促進対策交付金事業修繕、維持補修基金繰入金	△2,816	電源立地促進対策交付金事業修繕、維持補修基金繰入金 △2,816
1	森林環境譲与税基金繰入金	2,998	森林環境譲与税基金繰入金 2,998
1	奨学基金繰入金	△3,325	奨学基金繰入金 △3,325
1	延滞金	△2,300	延滞金 △2,300
1	市預金利子	2,281	市預金利子 2,281

## 21 諸 収 入 ( 3 貸付金元利収入)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 貸付金元利収入	76,189	△35	76,154
4 受託事業収入	312,839	△16,396	296,443
3 農林水産業費受託事業収入	20,667	△10,316	10,351
4 土木費受託事業収入	25,239	△6,080	19,159
5 雑 入	1,069,700	△162,528	907,172
2 雑 入	1,069,698	△162,528	907,170
22 市 債	5,696,900	△333,885	5,363,015
1 市 債	5,696,900	△333,885	5,363,015

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
7	教育費貸付金元利収入	△35	浜田市奨学資金貸付金元金収入 △35
1	農業費受託事業収入	△2,316	農地中間管理事業費 684 農地中間管理機構関連農地整備事業換地業務委託費 △3,000
2	林業費受託事業収入	△8,000	広域基幹林道事業費 △8,000
2	河川費受託事業収入	△6,080	河川浄化事業費 △6,080
2	高額療養費収入	△10,159	福祉医療高額療養費（国保分） △3,139 乳幼児医療高額療養費（国保分） 66 福祉医療高額療養費（社保分） △10,146 乳幼児医療高額療養費（社保分） 3,060
7	総務費雑入	△147,181	人事雑入 △300 職員研修費 △1,705 コミュニティ助成事業費 △2,500 公共交通チケット収入 △2,350 広報雑入 △636 職員住宅料 △190 高齢者乗車券収入 △26,851 デジタル基盤改革支援事業費 △112,649
8	民生費雑入	△2,725	保険者機能強化推進交付金 △2,725
9	衛生費雑入	△8,327	予防接種収入 △8,327
10	農林水産業費雑入	△985	水産雑入 △1,989 担い手集積支援金返還金（過年度分） 1,004
11	商工費雑入	△900	商工観光雑入 △900
12	土木費雑入	12,600	残土処理事業費 12,600
14	教育費雑入	△4,851	コミュニティ助成事業費 △1,200 県立高校共同寄宿舎寮費 △3,651

## 22 市 債 ( 1 市 債)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 債	1,643,900	△277,400	1,366,500
2 民 生 債	80,900	△71,600	9,300
4 農林水産業債	905,200	△19,700	885,500
5 商 工 債	214,900	800	215,700
6 土 木 債	753,300	△5,500	747,800
7 消 防 債	217,400	△6,700	210,700
8 教 育 債	738,000	24,400	762,400
9 災害復旧債	120,900	△13,500	107,400
11 減収補てん債	0	35,315	35,315

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	総務管理債	△277,400	防災行政無線整備事業費 △287,800 庁舎整備事業費 18,300 生活路線バス購入事業費 △1,500 まちづくり総合交付金事業費 800 まちづくりセンター整備事業費 △7,200
2	児童福祉債	△71,600	私立保育所施設整備事業費 △71,600
1	農業債	△19,700	県営農道整備事業負担金 △6,700 県営農業基盤整備事業負担金 △13,000
1	商工債	800	観光施設整備事業費 800
1	道路橋梁債	△63,000	県単道路事業費負担金 △400 道路橋梁整備事業費 △62,600
3	都市計画債	57,500	公園整備事業費 57,500
1	消防債	△6,700	防災対策事業費 △6,700
1	教育総務債	△3,400	スクールバス更新事業費 △5,700 学校情報機器整備事業費 2,300
2	小学校債	32,200	小学校施設大規模改造事業費 △13,900 美川小学校新築事業費 46,100
5	保健体育債	△4,400	社会体育施設整備事業費 △4,400
1	農林水産業施設災害復旧債	△3,300	現年農地災害復旧費 800 現年林業施設災害復旧費 △4,100
2	公共土木施設災害復旧債	△10,200	現年公共土木施設災害復旧費 △11,400 過年公共土木施設災害復旧費 1,200
1	減収補てん債	35,315	減収補てん債 35,315

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
歳 入 合 計	46,526,441	△1,624,989	44,901,452



3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	246,479	△8,101	238,378				△8,101
1 議 会 費	246,479	△8,101	238,378				△8,101
1 議 会 費	246,479	△8,101	238,378				△8,101

1 議会費（1 議会費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	△1,313	1 議員報酬・手当・政務活動費 △8,101
3	職員手当等	△5,830	
18	負担金補助及び交付金	△958	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	10,116,743	△170,178	9,946,565	△97,626	△277,400	77,430	127,418
1 総務管理費	9,182,698	△136,918	9,045,780	△92,268	△277,400	77,430	155,320
1 一般管理費	1,183,374	△4,235	1,179,139				△4,235
2 人事管理費	247,681	△19,764	227,917			△2,195	△17,569
3 文書広報費	133,704	△9,107	124,597			△636	△8,471
4 財政管理費	12,370	62,648	75,018			1,162	61,486
5 会計管理費	47,163	△5,693	41,470				△5,693
6 財産管理費	1,732,017	△4,459	1,727,558		18,300	△1,059	△21,700
7 企 画 費	2,905,830	358,224	3,264,054	△89,268	△700	188,708	259,484

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説明	明
区	分		
3	職員手当等	△835	1 会計年度任用職員報酬等（監視員） △4,235
4	共済費	△3,000	
8	旅費	△400	
1	報酬	△180	1 人事管理事務費 △16,179 2 職員研修費 △2,193 3 人事管理費 △1,392
4	共済費	△1,194	
8	旅費	△1,490	
10	需用費	△4	
12	委託料	△15,794	
13	使用料及び賃借料	△952	
18	負担金補助及び交付金	△150	
3	職員手当等	△803	1 広報事業 △4,737 2 総務事務費 △4,370
4	共済費	△300	
10	需用費	△2,500	
11	役務費	△1,300	
12	委託料	△4,204	
24	積立金	62,648	1 減債基金積立金 62,648
11	役務費	△5,693	1 会計管理事務費 △5,693
12	委託料	△1,233	1 財政調整基金積立金 4,782 2 市有財産有効活用推進事業 △5,841 3 金城支所庁舎整備事業 △3,400
14	工事請負費	△8,008	
24	積立金	4,782	
1	報酬	△1,564	1 浜田地区広域行政組合負担金 △1,331 2 コミュニティ助成事業 △2,500 3 路線バス確保対策事業 △7,209 4 企画事務費 △1,050 5 まちづくり振興基金積立金 300,000 6 まちづくり総合交付金事業 △1,000 7 生活路線バス車両整備事業 △1,640 8 ふるさと寄附促進事業 250,000 9 協働推進事業 △1,500 10 浜田で学ぶ学生支援事業 △1,328
3	職員手当等	△1,997	
4	共済費	△200	
7	報償費	62,605	
8	旅費	△581	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 まちづくりセンター費	700,606	△15,471	685,135	△3,000	△7,200		△5,271
9 電子計算費	666,783	△185,929	480,854			△84,848	△101,081
15 大学推進費	9,642	△3,906	5,736			△3,161	△745
16 防災諸費	1,238,566	△309,226	929,340		△287,800	△20,541	△885

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説	明
区	分		
10	需用費	△5,483	11 はまだ暮らし住まい支援事業 △2,700
11	役務費	5,335	12 敬老福祉乗車券交付事業 △32,630
12	委託料	20,083	13 結婚新生活支援事業 △1,500
13	使用料及び賃借料	2,953	14 音楽を核とした定住促進事業 △6,783
17	備品購入費	△1,640	15 若者支援ファンド事業 △20,535
18	負担金補助及び交付金	△50,386	16 地域おこし協力隊による若者移住事業 △14,116
19	扶助費	△116,701	17 地区サポーター設置事業 △2,214
24	積立金	445,800	18 低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業 △83,430
1	報酬	△3,345	19 浜田市新市誕生20周年記念式典事業 △1,817
3	職員手当等	△3,693	20 公共交通チケット交付事業 △8,493
4	共済費	△1,270	
14	工事請負費	△7,163	
8	旅費	△180	1 まちづくりセンター管理運営費 △8,308
12	委託料	△89,720	2 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター整備事業 △7,163
13	使用料及び賃借料	△94,729	
17	備品購入費	△1,150	
18	負担金補助及び交付金	△150	
7	報償費	△300	1 情報管理事務費 △14,780
12	委託料	△686	2 基幹系住民情報システム運用管理事業 △79,988
18	負担金補助及び交付金	△2,920	3 基幹系業務システム整備事業 △77,338
10	需用費	△828	4 情報ネットワークシステム運用管理事業 △13,823
11	役務費	△149	
12	委託料	△1,857	
14	工事請負費	△305,561	
18	負担金補助及び交付金	△831	
			1 大学を核としたまちづくり推進事業 △1,245
			2 高等教育機関支援事業 △2,661
			1 防災無線等施設維持管理費 △1,808
			2 次期防災情報システム整備事業 △305,561
			3 避難所看板設置事業 △1,857

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 徴 税 費	391,236	△2,482	388,754				△2,482
2 賦課徴収費	145,844	△2,482	143,362				△2,482

## 2 総務費（2 徴税費）

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
8	旅費	△145	1 賦課事務費 △2,482
11	役務費	△2,266	
12	委託料	△48	
13	使用料及び賃借料	△23	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 戸籍住民基本 台帳費	241,829	△7,585	234,244	2,289			△9,874
1 戸籍住民基本 台帳費	241,829	△7,585	234,244	2,289			△9,874

2 総務費（3 戸籍住民基本台帳費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 報酬	△592	1 戸籍事務電算化事業 △5,103 2 スマート窓口整備事業 △2,482
3 職員手当等	△1,014	
4 共済費	△251	
8 旅費	△249	
10 需用費	△22	
11 役務費	△6,308	
12 委託料	1,428	
13 使用料及び賃借料	△577	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 選 挙 費	208,099	△23,193	184,906	△7,647			△15,546
3 参議院議員選挙費	52,030	△7,647	44,383	△7,647			
4 市長・市議会議員選挙費	84,743	△15,546	69,197				△15,546

## 2 総務費（4 選挙費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	△252	1 参議院議員選挙費 △7,647
2	給料	△537	
3	職員手当等	△5,966	
4	共済費	△76	
7	報償費	△388	
8	旅費	△20	
10	需用費	△168	
11	役務費	△233	
12	委託料	△7	
1	報酬	△191	
2	給料	△830	
3	職員手当等	△2,592	
4	共済費	△154	
7	報償費	△526	
8	旅費	△12	
10	需用費	△497	
11	役務費	△401	
12	委託料	△2,656	
13	使用料及び賃借料	△165	
18	負担金補助及び交付金	△7,522	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	12,805,444	△659,979	12,145,465	△397,790	△71,600	△43,866	△146,723
1 社会福祉費	7,309,704	△149,461	7,160,243	△30,237		△38,974	△80,250
1 社会福祉総務費	1,262,681	△26,509	1,236,172	△8,708		866	△18,667
3 障がい者福祉費	2,552,429	△19,325	2,533,104	△12,511			△6,814
4 老人福祉費	2,049,378	△64,994	1,984,384			△26,555	△38,439
5 福祉医療費	170,050	△18,618	151,432	△2,666		△13,285	△2,667
7 後期高齢者医療費	1,232,092	△20,015	1,212,077	△6,352			△13,663

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
27	繰出金	△26,509	1 国民健康保険特別会計繰出金 △26,509
1	報酬	△1,517	1 身体障がい者更生医療給付事業 △9,518
3	職員手当等	△587	2 特別障がい者手当等給付事業 △7,165
4	共済費	△374	3 障がい者雇用促進費 △2,642
8	旅費	△164	
19	扶助費	△16,683	
18	負担金補助及び交付金	△59,948	1 老人保護措置費 △5,046
19	扶助費	△5,046	2 浜田地区広域行政組合負担金 △57,223
			3 介護予防教室開設準備経費等支援事業 △1,000
			4 高齢者補聴器購入費助成事業 △1,725
11	役務費	△144	1 福祉医療給付事業 △18,618
19	扶助費	△18,474	
18	負担金補助及び交付金	△11,545	1 後期高齢者医療制度事業 △11,545
27	繰出金	△8,470	2 後期高齢者医療特別会計繰出金 △8,470

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童福祉費	4,782,022	△449,109	4,332,913	△321,495	△71,600	△4,892	△51,122
1 児童福祉総務費	1,037,785	△21,567	1,016,218	△12,975		△4,892	△3,700
2 児童措置費	3,720,628	△427,542	3,293,086	△308,520	△71,600		△47,422

3 民生費（2 児童福祉費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	△3,392	1 放課後児童クラブ設置事業 △4,892
7 報償費	△3,700	2 新生児子育て応援金支給事業 △3,700
12 委託料	△1,100	3 妊婦支援給付金支給事業 △7,650
18 負担金補助及び交付金	△1,500	4 物価高騰対策子育て世帯応援給付金給付事業 △5,325
19 扶助費	△11,875	
18 負担金補助及び交付金	△262,682	1 児童手当支給事業 △114,860
19 扶助費	△164,860	2 私立保育所保育事業 △50,000
		3 特別保育事業 △27,316
		4 私立保育所施設整備補助事業 △228,680
		5 保育所入所受入促進事業 △4,176
		6 第3子以降保育所等給食費無償化事業 △2,510

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 生活保護費	713,717	△61,409	652,308	△46,058			△15,351
2 扶 助 費	598,335	△61,409	536,926	△46,058			△15,351

3 民生費（3 生活保護費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
19	扶助費	△61,409	1 扶助費 △61,409

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,992,361	△208,238	3,784,123	△17,862		△19,031	△171,345
1 保健衛生費	1,885,349	△114,150	1,771,199	△17,862		△10,448	△85,840
1 保健衛生総務費	536,094	△32,354	503,740			△5,247	△27,107
2 感染症予防費	327,046	△42,646	284,400			△8,327	△34,319
3 乳幼児等医療費	261,971	△15,353	246,618	△8,411		3,126	△10,068
4 環境衛生費	593,588	△7,084	586,504	△2,749			△4,335
5 公害対策費	62,621	△16,713	45,908	△6,702			△10,011

4 衛生費（1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	△2,429	1 保健衛生総務事務費 △14,626
3	職員手当等	△931	2 安心お産応援事業 △7,002
4	共済費	△564	3 地域医療連携事業 △200
8	旅費	△167	4 がん検診事業 △4,180
12	委託料	△19,098	5 リハビリテーションカレッジ島根 支援事業 △3,346
13	使用料及び賃借料	△7,819	6 看護学校学生等修学資金貸付事業 △3,000
18	負担金補助及び交付金	△3,346	
20	貸付金	△3,000	
25	寄附金	5,000	
10	需用費	△10,693	1 定期（乳幼児等）予防接種事業 △16,899
12	委託料	△28,247	2 定期（高齢者等）予防接種事業 △25,747
18	負担金補助及び交付金	△3,706	
11	役務費	△378	1 乳幼児医療費助成事業 △15,353
19	扶助費	△14,975	
18	負担金補助及び交付金	△7,084	1 地域の再エネ導入支援事業 △7,084
18	負担金補助及び交付金	△16,713	1 合併処理浄化槽設置助成事業 △16,713

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 清 掃 費	2,107,012	△94,088	2,012,924			△8,583	△85,505
1 清掃総務費	56,154	△1,360	54,794			△806	△554
2 塵芥処理費	1,862,159	△92,728	1,769,431			△7,777	△84,951

4 衛生費（2 清掃費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	△1,360	1 清掃管理事務費 △1,360
12	委託料	△14,101	1 浜田地区広域行政組合負担金 △78,627 2 ごみ処理対策事業 △14,101
18	負担金補助及び交付金	△78,627	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	3,264,389	△179,957	3,084,432	△67,282	△6,700	△57,914	△48,061
1 農 業 費	1,978,981	△158,369	1,820,612	△63,578	△6,700	△43,045	△45,046
2 農業総務費	313,136	△17,602	295,534			△15,214	△2,388
3 農業振興費	569,179	△102,953	466,226	△62,078		△10,931	△29,944
5 土地改良事業費	132,995	△28,660	104,335	△1,500	△6,700	△16,900	△3,560
7 農業集落排水費	243,264	△9,154	234,110				△9,154

6 農林水産業費（1 農業費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 報酬	△580	1 農業総務事務費 △2,388 2 米価等物価高騰対策支援事業 △15,214
4 共済費	△82	
8 旅費	△531	
10 需用費	△260	
11 役務費	△234	
13 使用料及び賃借料	△280	
18 負担金補助及び交付金	△15,635	
1 報酬	△2,461	1 有害鳥獣被害防止施設整備事業 △1,000 2 中山間地域等直接支払事業 △42,921 3 有害鳥獣捕獲事業 △6,707 4 農地中間管理事業 △2,228 5 多面的機能支払交付金事業 △6,648 6 農用地保全事業 △11,615 7 有機野菜等農業用ハウス整備支援事業 △21,222 8 オーガニックを核とした地域産業活性化事業 △2,700 9 農地利用構想マップ作成事業 △6,412 10 新規就農者支援事業 △1,500
3 職員手当等	△1,127	
4 共済費	△852	
8 旅費	△240	
12 委託料	△5,214	
18 負担金補助及び交付金	△94,063	
22 償還金利子及び割引料	1,004	
1 報酬	△1,308	
3 職員手当等	△459	
4 共済費	△231	
7 報償費	△977	
8 旅費	△25	
14 工事請負費	△3,000	
18 負担金補助及び交付金	△22,660	
27 繰出金	△9,154	1 農業集落排水事業繰出金 △9,154

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 林 業 費	270,058	△9,801	260,257			△8,238	△1,563
2 公有林整備事業費	4,025	△1,801	2,224			△238	△1,563
3 林道新設費	78,232	△8,000	70,232			△8,000	

## 6 農林水産業費（2 林業費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	△1,801	1 公有林整備事業 △1,801
8	旅費	△70	1 県営広域基幹林道整備事業 △8,000
10	需用費	△250	
12	委託料	△1,500	
16	公有財産購入費	△5,400	
21	補償補填及び賠償金	△750	
26	公課費	△30	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 水産業費	1,015,350	△11,787	1,003,563	△3,704		△6,631	△1,452
1 水産業総務費	26,995	△1,989	25,006			△1,989	
2 水産業振興費	899,425	△9,798	889,627	△3,704		△4,642	△1,452

## 6 農林水産業費 ( 3 水産業費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
13	使用料及び賃借料	△1,989	1 水産総務事務費 △1,989
8	旅費	△900	1 U・I ターン漁業研修事業 △1,152
12	委託料	△339	2 浜田地域沖合底曳網漁業構造改革 推進事業 △6,807
18	負担金補助及び交付金	△8,559	3 沿岸自営漁業自立支援事業 △600 4 浜田漁港養殖事業等可能性調査・ 研究事業 △1,239

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,569,393	△40,888	1,528,505	△9,062	800	△17,860	△14,766
1 商 工 費	1,569,393	△40,888	1,528,505	△9,062	800	△17,860	△14,766
2 商工業振興費	495,604	△12,495	483,109				△12,495
3 観 光 費	752,875	△28,393	724,482	△9,062	800	△17,860	△2,271

## 7 商 工 費 ( 1 商 工 費 )

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	△1,000	1 企業立地奨励事業 △9,387 2 萩・石見空港利用促進対策事業 △1,545 3 後継者等人材育成支援事業 △1,563
11 役務費	△1	
12 委託料	△44	
18 負担金補助及び交付金	△11,450	
7 報償費	△18	1 観光施設維持管理費 △1,252 2 美又地域再開発事業 △5,009 3 日本遺産石見神楽保存・継承支援事業 △17,673 4 「食」を通じた浜田の魅力化向上事業 △2,526 5 石見神楽大阪・関西万博公演事業 △1,933
8 旅費	△634	
10 需用費	△5,933	
11 役務費	△9	
12 委託料	△641	
13 使用料及び賃借料	△297	
18 負担金補助及び交付金	△20,861	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3,200,443	△148,314	3,052,129	△78,516	△5,500	△91,205	26,907
1 土木管理費	651,875	△9,079	642,796	△10,319		5,500	△4,260
1 土木総務費	582,541	9,600	592,141			9,600	
2 建築指導費	69,334	△18,679	50,655	△10,319		△4,100	△4,260

8 土 木 費 ( 1 土木管理費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
24	積立金	9,600	1 土木総務事務費 9,600
1	報酬	△54	1 建築物耐震改修促進事業 △1,638
8	旅費	△18	2 危険空き家対策事業 △7,812
10	需用費	△2	3 ブロック塀等撤去費助成事業 △1,200
14	工事請負費	△2,500	4 耐震対策緊急促進事業 △3,029
18	負担金補助及び交付金	△16,105	5 アスベスト除去等支援事業 △5,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	1,665,139	△69,147	1,595,992	△52,964	△63,000	△25,308	72,125
1 道路橋梁総務費	76,046	△4,761	71,285		△400	△500	△3,861
2 道路維持費	300,685	35,203	335,888	△25,664	△12,800		73,667
3 道路新設改良費	421,535	10,903	432,438	5,154	3,227		2,522
4 交通安全対策事業費	152,521	0	152,521	△357	200	192	△35
6 橋梁新設改良費	702,991	△110,492	592,499	△32,097	△53,227	△25,000	△168

## 8 土 木 費 ( 2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	△2,244	1 道路橋梁総務事務費 △3,761 2 県事業負担金(建設) △1,000
3	職員手当等	△859	
4	共済費	△532	
8	旅費	△126	
18	負担金補助及び交付金	△1,000	
12	委託料	73,700	1 除雪事業 73,700 2 除雪車等整備事業 △38,497
17	備品購入費	△38,497	
10	需用費	229	1 白砂1号線改良事業 △1,518 2 戸地線改良事業 13,194 3 井野37号線道路改良事業 △773
12	委託料	87	
14	工事請負費	11,205	
21	補償補填及び賠償金	△618	
1	報酬	△1,972	1 橋梁長寿命化改修事業 △89,892 2 谷口橋整備事業 △20,600
3	職員手当等	△918	
4	共済費	△480	
8	旅費	△162	
10	需用費	277	
11	役務費	△40	
12	委託料	△15,087	
14	工事請負費	△90,110	
21	補償補填及び賠償金	△2,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 河 川 費	120,173	△15,259	104,914			△6,197	△9,062
1 河川総務費	72,486	△15,259	57,227			△6,197	△9,062

## 8 土木費（3 河川費）

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
7	報償費	△15,259	1 河川浄化事業 △12,159 2 河川維持管理事業 △3,100

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 都市計画費	589,524	△38,105	551,419	△6,750	57,500	△65,200	△23,655
1 都市計画総務費	89,293	△7,551	81,742	△6,750			△801
3 公 園 費	179,472	△8,500	170,972		57,500	△65,200	△800
4 公共下水道費	315,835	△22,054	293,781				△22,054

## 8 土 木 費 ( 5 都市計画費)

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
12	委託料	△7,551	1 立地適正化計画策定事業 △7,551
18	負担金補助及び交付金	△8,500	1 県事業負担金（公園） △8,500
27	繰出金	△22,054	1 公共下水道事業繰出金 △22,054

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6 住 宅 費	173,343	△16,724	156,619	△8,483			△8,241
1 住宅管理費	173,343	△16,724	156,619	△8,483			△8,241

8 土 木 費 ( 6 住 宅 費 )

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
14	工事請負費	△13,724	1 市営住宅改修事業 △3,000 2 公営住宅等長寿命化改修事業 △13,724
18	負担金補助及び交付金	△3,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消 防 費	1,584,547	△31,362	1,553,185	△6,423	△6,700		△18,239
1 消 防 費	1,584,547	△31,362	1,553,185	△6,423	△6,700		△18,239
1 常備消防費	1,167,693	△5,995	1,161,698				△5,995
2 非常備消防費	155,290	△18,547	136,743	△6,423			△12,124
3 消防施設費	261,564	△6,820	254,744		△6,700		△120

9 消 防 費 ( 1 消 防 費 )

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	△1,531	1 消防職員管理費 △2,021 2 情報通信システム対災害性向上事業 △3,974
11 役務費	△1,632	
17 備品購入費	△2,342	
18 負担金補助及び交付金	△490	
10 需用費	△18,547	1 非常備消防事務運営費 △18,547
14 工事請負費	△6,693	1 防災まちづくり事業 △6,820
18 負担金補助及び交付金	△127	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	4,163,571	△68,925	4,094,646	△46,748	24,400	△23,828	△22,749
1 教育総務費	1,341,688	△44,432	1,297,256	△4,142	△17,300	△10,219	△12,771
2 事務局費	1,082,228	△36,494	1,045,734	△1,822	△17,300	△10,219	△7,153
3 教育研究指導費	256,467	△7,938	248,529	△2,320			△5,618

10 教育費（1 教育総務費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	△1,230	1 スクールバス更新事業 △8,142
3	職員手当等	△1,614	2 奨学金貸与事業 △3,360
4	共済費	△1,682	3 学校施設非構造部材耐震化事業 △18,175
8	旅費	△150	4 会計年度任用職員報酬等（学校施設等） △3,626
10	需用費	△1,837	5 県立高校共同寄宿舍運営事業 △3,191
11	役務費	△28	
13	使用料及び賃借料	△1,418	
14	工事請負費	△17,061	
17	備品購入費	△8,082	
20	貸付金	△3,360	
26	公課費	△32	
1	報酬	△3,351	1 学校支援員配置事業 △4,975
3	職員手当等	△1,381	2 学力育成総合対策事業 △2,963
8	旅費	△243	
13	使用料及び賃借料	△2,963	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 小学校費	900,915	△9,389	891,526	△52,784	46,100		△2,705
3 学校建設費	711,817	△9,389	702,428	△52,784	46,100		△2,705

## 10 教育費（2 小学校費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	△6,343	1 美川小学校新築事業 △9,389
13	使用料及び賃借料	△2,400	
14	工事請負費	△646	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 中学校費	153,043	△3,000	150,043	△51			△2,949
2 教育振興費	95,095	△3,000	92,095	△51			△2,949

## 10 教育費（3 中学校費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
19	扶助費	△3,000	1 要保護・準要保護生徒扶助費 △3,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 幼稚園費	285,714	6,650	292,364	4,058			2,592
1 幼稚園費	285,714	6,650	292,364	4,058			2,592

## 10 教育費（4 幼稚園費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
19	扶助費	6,650	1 私立幼稚園保育事業 6,650

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 社会教育費	794,121	△3,927	790,194	△1,819		△1,200	△908
4 生涯学習推進費	26,019	△2,727	23,292	△1,819			△908
5 文化費	207,423	△1,200	206,223			△1,200	

## 10 教育費（5 社会教育費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
7	報償費	△2,653	1 はまだっ子共育推進事業 △2,727
8	旅費	△24	
10	需用費	△50	
18	負担金補助及び交付金	△1,200	1 芸術文化振興事業 △1,200

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 保健体育費	688,090	△14,827	673,263	7,990	△4,400	△12,409	△6,008
1 学校保健費	90,333	△6,000	84,333				△6,000
2 学校給食費	285,515	0	285,515	7,990		△7,990	
3 体 育 費	60,496	△4,408	56,088		△4,400		△8
4 運動施設管理費	251,746	△4,419	247,327			△4,419	

## 10 教育費（6 保健体育費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
19	扶助費	△6,000	1 要保護・準要保護児童・生徒扶助費 △6,000
14	工事請負費	△4,408	1 島根県国民スポーツ大会競技会場整備事業 △4,408
12	委託料	△1,603	1 運動施設改修事業 △4,419
14	工事請負費	△2,816	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	203,971	△55,166	148,805	△24,100	△14,700		△16,366
1 農林水産業施設災害復旧費	43,867	△20,000	23,867	△7,800	△3,300		△8,900
1 農地災害復旧費	12,739	0	12,739		800		△800
3 林業施設災害復旧費	20,000	△20,000		△7,800	△4,100		△8,100

## 11 災害復旧費 ( 1 農林水産業施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	△362	1 7年林業施設災害復旧費 △20,000
12	委託料	△7,638	
14	工事請負費	△12,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 公共土木施設 災害復旧費	160,104	△35,166	124,938	△16,300	△11,400		△7,466
1 道路橋梁災害 復旧費	160,104	△35,166	124,938	△16,300	△11,400		△7,466

11 災害復旧費 ( 2 公共土木施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
10 需用費	△1,599	1 7年公共土木施設災害復旧費 △35,166
12 委託料	△2,318	
14 工事請負費	△31,249	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
12 公 債 費	5,311,000	△53,881	5,257,119				△53,881
1 公 債 費	5,311,000	△53,881	5,257,119				△53,881
1 元 金	5,097,598	△34,181	5,063,417				△34,181
2 利 子	213,402	△19,700	193,702				△19,700

## 12 公 債 費 ( 1 公 債 費 )

(単位 : 千円)

節		金 額	説 明
区 分			
22 償還金利息及び割引料	△34,181	1 長期債元金	△34,181
22 償還金利息及び割引料	△19,700	1 長期債利息	△19,700

# 補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補 正 後	長 等	3		26,400	9,285 3.50月分			7,205	42,890	6,226	49,116	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	22	92,218		32,520 3.50月分				124,738	23,726	148,464	
	そ の 他	2,913	132,373						132,373		132,373	
	計	2,938	224,591	26,400	41,805			7,205	300,001	29,952	329,953	
補 正 前	長 等	3		26,400	9,285 3.50月分			7,205	42,890	6,226	49,116	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	22	93,531		38,350 3.50月分				131,881	23,726	155,607	
	そ の 他	2,928	132,954						132,954		132,954	
	計	2,953	226,485	26,400	47,635			7,205	307,725	29,952	337,677	
比 較	長 等											
	議 員		△ 1,313		△ 5,830				△ 7,143		△ 7,143	
	そ の 他	△ 15	△ 581						△ 581		△ 581	
	計	△ 15	△ 1,894		△ 5,830				△ 7,724		△ 7,724	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	( 846) 616 人	1,197,932 千円	2,357,537 千円	2,056,297 千円	5,611,766 千円
補正前	( 841) 616	1,220,621	2,358,904	2,084,465	5,663,990
比較	( 5)	△22,689	△1,367	△28,168	△52,224
区分	共済費	合計	備考		
補正後	1,005,623 千円	6,617,389 千円			
補正前	1,014,863	6,678,853			
比較	△9,240	△61,464			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	( 19) 559 人		2,348,230 千円	1,671,583 千円	4,019,813 千円
補正前	( 19) 559		2,348,230	1,679,607	4,027,837
比較				△8,024	△8,024
区分	共済費	合計	備考		
補正後	789,516 千円	4,809,329 千円			
補正前	789,516	4,817,353			
比較		△8,024			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	( 827) 57 人	1,197,932 千円	9,307 千円	384,714 千円	1,591,953 千円
補正前	( 822) 57	1,220,621	10,674	404,858	1,636,153
比較	( 5)	△22,689	△1,367	△20,144	△44,200
区分	共済費	合計	備考		
補正後	216,107 千円	1,808,060 千円			
補正前	225,347	1,861,500			
比較	△9,240	△53,440			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	47,574 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	81,906 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	37,944 <sup>千円</sup>
	補正前	47,574		81,906		37,944
	比 較					
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	42,285 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	8,317 <sup>千円</sup>	177,726 <sup>千円</sup>	17,143 <sup>千円</sup>
	補正前	42,288		8,317	186,097	17,143
	比 較	△3			△8,371	
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 <sup>千円</sup>	2,568 <sup>千円</sup>	739,557 <sup>千円</sup>	614,771 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>
	補正前	45	2,800	749,914	623,976	
	比 較		△232	△10,357	△9,205	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	286,461 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>		
	補正前	286,461				
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△1,367 <sup>千円</sup>	1	給与改定に伴う増減額 <sup>千円</sup>	
		2	普通昇給に伴う増減額 <sup>千円</sup>	普通昇給分
		3	その他の増減分 △1,367 <sup>千円</sup>	退職に伴う減額 <sup>千円</sup> 新規採用に伴う増額 <sup>千円</sup> 他会計との異動等による増減額 <sup>千円</sup> 昇格等による増減額 <sup>千円</sup> その他による増減等 △1,367 <sup>千円</sup> 給料額の削減による減額 <sup>千円</sup>

職員手当	△28,168 千円		管理職手当 初任給調整 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 夜間勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 期末手当 勤勉手当 災害派遣手当 退職手当組合負担金 退職手当組合加入特別負担金 退職手当組合特別負担金	千円  △3  △8,371  △232 △10,357 △9,205  会計年度任用職員による減  実績見込による減  実績見込による減 会計年度任用職員による減 会計年度任用職員による減
------	------------	--	---	---

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
[ 既決分 ]	千円 9,163,705		千円 989,171	千円 1,597,269		千円 6,577,265	千円 1,042,472	千円 5,534,793
企 業 立 地 奨 励 事 業	14,431	令和8年度から			令和10年度まで	14,431		14,431
羽田発着枠政策コンテストに係る 萩・石見空港利用拡大促進 協議会に対する損失補償	10,200	令和9年度から			令和9年度まで	10,200		10,200
計	9,188,336		989,171	1,597,269		6,601,896	1,042,472	5,559,424

地方債に関する調書

区 分		前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
公 共 事 業 等 債	補正前の額	千円 585,238	千円 156,600	千円 20,544	千円 721,294
	補正額		△ 14,200		△ 14,200
	補正後の額	585,238	142,400	20,544	707,094
災 害 復 旧 事 業 債	補正前の額	1,682,361	120,900	311,344	1,491,917
	補正額		△ 13,500		△ 13,500
	補正後の額	1,682,361	107,400	311,344	1,478,417
全 国 防 災 事 業 債	補正前の額	94,029		6,154	87,875
	補正額			△ 143	143
	補正後の額	94,029		6,011	88,018
一 般 単 独 事 業 債	補正前の額	12,817,897	2,724,900	1,360,476	14,182,321
	補正額		△ 232,900	△ 61	△ 232,839
	補正後の額	12,817,897	2,492,000	1,360,415	13,949,482
辺 地 対 策 事 業 債	補正前の額	278,733	42,500	61,021	260,212
	補正額		△ 9,100		△ 9,100
	補正後の額	278,733	33,400	61,021	251,112
過 疎 対 策 事 業 債	補正前の額	14,639,771	2,621,800	1,685,041	15,576,530
	補正額		△ 99,500	△ 33,872	△ 65,628
	補正後の額	14,639,771	2,522,300	1,651,169	15,510,902
減 収 補 て ん 債	補正前の額	161,420		3,165	158,255
	補正額		35,315		35,315
	補正後の額	161,420	35,315	3,165	193,570

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
そ の 他	補 正 前 の 額	1,024,937	30,200	115,713	939,424
	補 正 額			△ 105	105
	補 正 後 の 額	1,024,937	30,200	115,608	939,529
計	補 正 前 の 額	39,446,222	5,696,900	5,097,598	40,045,524
	補 正 額		△ 333,885	△ 34,181	△ 299,704
	補 正 後 の 額	39,446,222	5,363,015	5,063,417	39,745,820

# 令和 7 年度

## 浜田市国民健康保険 特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 7 年度 浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度浜田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 17,177 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,775,297 千円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12,879 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 289,862 千円とする。
- 2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

# 表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

## 1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		684,637	4,198	688,835
	1 国民健康保険料	684,637	4,198	688,835
4 県支出金		4,324,416	△1,842	4,322,574
	1 県補助金	4,324,416	△1,842	4,322,574
5 財産収入		1,847	△43	1,804
	1 財産運用収入	1,847	△43	1,804
6 繰入金		756,623	△19,490	737,133
	1 他会計繰入金	636,509	△26,509	610,000
	2 基金繰入金	120,114	7,019	127,133
歳入合計		5,792,474	△17,177	5,775,297

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 保 健 事 業 費		81,853	△6,000	75,853
	1 特定健康診査等事業費	62,664	△3,500	59,164
	2 保 健 事 業 費	19,189	△2,500	16,689
5 基 金 積 立 金		3,455	△43	3,412
	1 基 金 積 立 金	3,455	△43	3,412
7 諸 支 出 金		162,349	△11,134	151,215
	1 償還金及び還付加算金	24,381	△600	23,781
	3 繰 出 金	137,938	△10,534	127,404
歳 出 合 計		5,792,474	△17,177	5,775,297

# 表 歳入歳出予算補正 (直営診療施設勘定)

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県 支 出 金		6,599	△2,345	4,254
	1 県 補 助 金	6,599	△2,345	4,254
4 繰 入 金		137,938	△10,534	127,404
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	137,938	△10,534	127,404
歳 入	合 計	302,741	△12,879	289,862

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		236,316	△8,979	227,337
	1 施 設 管 理 費	236,316	△8,979	227,337
2 医 業 費		66,425	△3,900	62,525
	1 医 業 費	66,425	△3,900	62,525
歳 出 合 計		302,741	△12,879	289,862

歳入歳出補正予算事項別明細書  
(事業勘定)

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	684,637	4,198	688,835
4 県支出金	4,324,416	△1,842	4,322,574
5 財産収入	1,847	△43	1,804
6 繰入金	756,623	△19,490	737,133
歳入合計	5,792,474	△17,177	5,775,297

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1総務費	186,021	0	186,021			0	
3国保事業費納付金	1,189,797	0	1,189,797	△848		△8,956	9,804
4保健事業費	81,853	△6,000	75,853	△994			△5,006
5基金積立金	3,455	△43	3,412			△43	
7諸支出金	162,349	△11,134	151,215			△10,534	△600
歳出合計	5,792,474	△17,177	5,775,297	△1,842	0	△19,533	4,198

## 2 歳 入

### 1 国民健康保険料 ( 1 国民健康保険料)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険料	684,637	4,198	688,835
1 国民健康保険料	684,637	4,198	688,835
1 一般被保険者国民健康保険料	684,637	4,198	688,835
4 県支出金	4,324,416	△1,842	4,322,574
1 県補助金	4,324,416	△1,842	4,322,574
1 保険給付費等交付金	4,324,416	△1,842	4,322,574
5 財産収入	1,847	△43	1,804
1 財産運用収入	1,847	△43	1,804
1 利子及び配当金	1,847	△43	1,804
6 繰 入 金	756,623	△19,490	737,133
1 他会計繰入金	636,509	△26,509	610,000
1 一般会計繰入金	636,509	△26,509	610,000

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	医療給付費分現年分	3,821	医療給付費分現年分 3,821
2	後期高齢者支援金分現年分	△1,705	後期高齢者支援金分現年分 △1,705
3	介護納付金分現年分	168	介護納付金分現年分 168
4	医療給付費分滞納繰越分	1,128	医療給付費分滞納繰越分 1,128
5	後期高齢者支援金分滞納繰越分	515	後期高齢者支援金分滞納繰越分 515
6	介護納付金分滞納繰越分	271	介護納付金分滞納繰越分 271
2	特別交付金	△1,842	保険給付費等交付金（特別交付金） △1,842
1	利子及び配当金	△43	財政調整基金 △43
1	保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）	△13,421	保険基盤安定繰入金（保険料軽減分） △13,421
2	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	1,682	保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 1,682
3	未就学児均等割保険料繰入金	84	未就学児均等割保険料繰入金 84
4	産前産後保険料免除制度繰入金	△167	産前産後保険料免除制度繰入金 △167
5	職員給与費等繰入金	△866	事務費繰入金 △866
7	財政安定化支援事業繰入金	△7,448	財政安定化支援事業繰入金 △7,448

6 繰入金（1 他会計繰入金）

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 基金繰入金	120,114	7,019	127,133
1 財政調整基金繰入金	120,114	7,019	127,133
歳 入 合 計	5,792,474	△17,177	5,775,297

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
8	その他一般会計繰入金	△7,239	福祉医療助成制度繰入金 3,295 直診施設運営補助繰入金 △10,534
9	デジタル基盤改革支援事業繰入金	866	デジタル基盤改革支援事業繰入金 866
1	財政調整基金繰入金	7,019	財政調整基金繰入金 7,019

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	186,021	0	186,021				
1 総務管理費	181,825	0	181,825				
1 一般管理費	178,786	0	178,786				

1 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説明
区 分	金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 国保事業費納付金	1,189,797	0	1,189,797	△848		△8,956	9,804
1 医療給付費	869,952	0	869,952	△848		△9,707	10,555
1 一般被保険者 医療給付費分 事業費納付金	869,952	0	869,952	△848		△9,707	10,555

3 国保事業費納付金 ( 1 医療給付費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者支援金	249,434	0	249,434			1,190	△1,190
1 一般被保険者 後期高齢者支援金分事業費 納付金	249,434	0	249,434			1,190	△1,190

3 国保事業費納付金 ( 2 後期高齢者支援金)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 介護納付金	70,411	0	70,411			△439	439
1 介護納付金分 事業費納付金	70,411	0	70,411			△439	439

3 国保事業費納付金 ( 3 介護納付金)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 保健事業費	81,853	△6,000	75,853	△994			△5,006
1 特定健康診査等事業費	62,664	△3,500	59,164	211			△3,711
1 特定健康診査等事業費	62,664	△3,500	59,164	211			△3,711

4 保健事業費 ( 1 特定健康診査等事業費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
12 委託料	△3,500	1 特定健康診査事業 △3,500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保健事業費	19,189	△2,500	16,689	△1,205			△1,295
1 保健衛生普及費	19,189	△2,500	16,689	△1,205			△1,295

## 4 保健事業費 ( 2 保健事業費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	△2,500	1 保健衛生普及費 △2,500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 基金積立金	3,455	△43	3,412			△43	
1 基金積立金	3,455	△43	3,412			△43	
1 財政調整基金積立金	3,455	△43	3,412			△43	

5 基金積立金 ( 1 基金積立金)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
24	積立金	△43	1 財政調整基金積立金 △43

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 諸支出金	162,349	△11,134	151,215			△10,534	△600
1 償還金及び還付加算金	24,381	△600	23,781				△600
1 一般被保険者保険料還付金	3,600	△600	3,000				△600

## 7 諸支出金 ( 1 償還金及び還付加算金)

(単位：千円)

節		説明
区	分	
金額		
22	償還金利子及び割引料	1 一般被保険者保険料還付金 $\Delta 600$
		$\Delta 600$

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 繰 出 金	137,938	△10,534	127,404			△10,534	
1 直営診療施設 勘定繰出金	137,938	△10,534	127,404			△10,534	

## 7 諸支出金 (3 繰出金)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
27	繰出金	△10,534	1 直営診療施設勘定繰出金 △10,534

歳入歳出補正予算事項別明細書  
(直営診療施設勘定)

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県 支 出 金	6,599	△2,345	4,254
4 繰 入 金	137,938	△10,534	127,404
歳 入 合 計	302,741	△12,879	289,862

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1総務費	236,316	△8,979	227,337			△10,534	1,555
2医療費	66,425	△3,900	62,525	△2,345			△1,555
歳出合計	302,741	△12,879	289,862	△2,345	0	△10,534	0

2 歳 入

3 県支出金 ( 1 県補助金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 県支出金	6,599	△2,345	4,254
1 県補助金	6,599	△2,345	4,254
1 医業費補助金	6,599	△2,345	4,254
4 繰 入 金	137,938	△10,534	127,404
1 事業勘定繰入金	137,938	△10,534	127,404
1 事業勘定繰入金	137,938	△10,534	127,404
歳 入 合 計	302,741	△12,879	289,862

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 医療用機械器具費補助金	△2,345	医療施設等施設整備事業費 △2,345
1 事業勘定繰入金	△10,534	運営補助金 △10,534

## 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	236,316	△8,979	227,337			△10,534	1,555
1 施設管理費	236,316	△8,979	227,337			△10,534	1,555
1 一般管理費	236,316	△8,979	227,337			△10,534	1,555

1 総務費（1 施設管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	△1,321	1 会計年度任用職員報酬等 △8,979
2	給料	△2,135	
3	職員手当等	△4,965	
4	共済費	△558	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 医 業 費	66,425	△3,900	62,525	△2,345			△1,555
1 医 業 費	66,425	△3,900	62,525	△2,345			△1,555
1 医薬品衛生材料費	47,322	△1,600	45,722				△1,600
2 医療用機械器具費	19,103	△2,300	16,803	△2,345			45

## 2 医業費（1 医業費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
13	使用料及び賃借料	△1,600	1 医薬品衛生材料費 △1,600
17	備品購入費	△2,300	1 医療用機械器具費 △2,300

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	( 11) 12 人	22,708 千円	54,555 千円	81,334 千円	158,597 千円
補 正 前	( 12) 13	24,029	56,690	86,299	167,018
比 較	( △1) △1	△1,321	△2,135	△4,965	△8,421
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	26,170 千円	184,767 千円			
補 正 前	26,694	193,712			
比 較	△524	△8,945			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	12 人	千円	54,555 千円	72,811 千円	127,366 千円
補 正 前	12		54,555	72,811	127,366
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	21,201 千円	148,567 千円			
補 正 前	21,201	148,567			
比 較					

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	( 11) 人	22,708 千円	0 千円	8,523 千円	31,231 千円
補 正 前	( 12) 1	24,029	2,135	13,488	39,652
比 較	( △1) △1	△1,321	△2,135	△4,965	△8,421
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	4,969 千円	36,200 千円			
補 正 前	5,493	45,145			
比 較	△524	△8,945			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	2,499 <sup>千円</sup>	19,992 <sup>千円</sup>	1,802 <sup>千円</sup>	4,243 <sup>千円</sup>	750 <sup>千円</sup>
	補正前	2,499	22,498	1,802	4,585	750
	比 較		△2,506		△342	
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	1,994 <sup>千円</sup>		7,868 <sup>千円</sup>	2,418 <sup>千円</sup>	
	補正前	2,062		8,722	2,693	
	比 較	△68		△854	△275	
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	180 <sup>千円</sup>	42 <sup>千円</sup>	18,190 <sup>千円</sup>	15,188 <sup>千円</sup>	
	補正前	180	42	18,347	15,320	
	比 較			△157	△132	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	6,168 <sup>千円</sup>				
	補正前	6,799				
	比 較	△631				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△2,135 <sup>千円</sup>	1 給与改定に伴う 増減額		
		2 普通昇給に伴う 増減額	普通昇給分	
		3 その他の増減分 △2,135 <sup>千円</sup>	退職に伴う減額 新規採用に伴う増額 他会計との異動等による増減額 昇格等による増減額 その他による増減等 給料額の削減による減額	職員数の異動状況 現に在職する職員数 其他 計 補正後 12人 12人 補正前 13人 13人 増 減 △1人 △1人



# 令和 7 年度

## 浜田市後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 7 年度 浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度浜田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40,266 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,084,824 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

# 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		740,393	24,530	764,923
	1 後期高齢者医療保険料	740,393	24,530	764,923
3 繰入金		289,088	△8,470	280,618
	1 一般会計繰入金	289,088	△8,470	280,618
4 繰越金		1	24,206	24,207
	1 繰越金	1	24,206	24,207
歳入	合計	1,044,558	40,266	1,084,824



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	740,393	24,530	764,923
3 繰入金	289,088	△8,470	280,618
4 繰越金	1	24,206	24,207
歳入合計	1,044,558	40,266	1,084,824

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2後期高齢者医療広 域連合納付金	997,123	40,266	1,037,389			△8,470	48,736
歳 出 合 計	1,044,558	40,266	1,084,824	0	0	△8,470	48,736

2 歳 入

1 後期高齢者医療保険料 ( 1 後期高齢者医療保険料)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料	740,393	24,530	764,923
1 後期高齢者医療保険料	740,393	24,530	764,923
1 特別徴収保険料	480,042	△5,363	474,679
2 普通徴収保険料	260,351	29,893	290,244
3 繰 入 金	289,088	△8,470	280,618
1 一般会計繰入金	289,088	△8,470	280,618
2 保険基盤安定繰入金	256,729	△8,470	248,259
4 繰 越 金	1	24,206	24,207
1 繰 越 金	1	24,206	24,207
1 繰 越 金	1	24,206	24,207
歳 入 合 計	1,044,558	40,266	1,084,824

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	現年度分特別徴収保険料	△5,363	現年度分特別徴収保険料 △5,363
1	現年度分普通徴収保険料	29,893	現年度分普通徴収保険料 29,893
1	保険基盤安定繰入金	△8,470	保険基盤安定繰入金 △8,470
1	繰越金	24,206	繰越金 24,206

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	997,123	40,266	1,037,389			△8,470	48,736
1 後期高齢者医療 広域連合負担金	997,123	40,266	1,037,389			△8,470	48,736
1 保険料等負担 金	997,123	40,266	1,037,389			△8,470	48,736

2 後期高齢者医療広域連合納付金 ( 1 後期高齢者医療広域連合負担金)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	40,266	1 保険料等負担金 40,266

令和7年度

浜田市水道事業会計補正予算  
(第1号)

# 目 次

令和7年度 浜田市水道事業会計補正予算（第1号） .....	1
--------------------------------	---

## 補正予算に関する説明書

令和7年度 浜田市水道事業会計予算実施計画 .....	3
-----------------------------	---

令和7年度 浜田市水道事業予定貸借対照表 .....	4
----------------------------	---

令和7年度 浜田市水道事業予定損益計算書 .....	6
----------------------------	---

令和7年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 .....	7
-----------------------------------	---

令和7年度 個別注記 .....	8
------------------	---

## その他の書類

令和7年度 収益的収入及び支出明細書 .....	10
--------------------------	----

令和7年度 資本的収入及び支出明細書 .....	10
--------------------------	----

## 令和7年度浜田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度浜田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度浜田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	水道事業収益	1,779,157	123,537	1,902,694
第3項	特別利益	1	123,537	123,538

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	水道事業費用	1,808,308	44,000	1,852,308
第1項	営業費用	1,640,620	44,000	1,684,620

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文中括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額420,004千円は、当年度分消費税等資本的収支調整額103,877千円、当年度分損益勘定留保資金316,127千円で補てんするものとする。）」に改め、収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	資本的収入	1,249,042	193,138	1,442,180
第1項	国庫補助金	103,333	△ 22,262	81,071
第4項	企業債	711,200	215,400	926,600

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	資本的支出	1,944,471	△ 82,287	1,862,184
第1項	建設改良費	1,272,496	△ 82,287	1,190,209

(企業債)

第4条 予算第5条中に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(起債の目的)	(既決限度額) 千円	(補正予定額) 千円	(予定限度額) 千円
浜田市重要給水施設 配水管耐震事業	105,000	△ 58,000	47,000
浜田市水道管路緊急改善事業	136,600	97,900	234,500
配水管等改良事業	469,600	175,500	645,100

令和8年2月24日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

令和7年度 浜田市水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			1,779,157	123,537	1,902,694
	(3) 特別利益		1	123,537	123,538
		2 その他特別利益	0	123,537	123,537

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			1,808,308	44,000	1,852,308
	(1) 営業費用		1,640,620	44,000	1,684,620
		2 配水及び給水費	371,024	44,000	415,024

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			1,249,042	193,138	1,442,180
	(1) 国庫補助金		103,333	△ 22,262	81,071
		1 国庫補助金	103,333	△ 22,262	81,071
	(4) 企業債		711,200	215,400	926,600
		1 企業債	711,200	215,400	926,600

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			1,944,471	△ 82,287	1,862,184
	(1) 建設改良費		1,272,496	△ 82,287	1,190,209
		3 配水施設費	1,248,152	△ 82,287	1,165,865

# 令和7年度 浜田市水道事業予定貸借対照表

( 令和8年3月31日 )

(単位：千円)

## 資 産 の 部

### 1 固定資産

#### (1) 有形固定資産

イ 土地		518,218	
ロ 建物	1,360,392		
減価償却累計額	△ 832,437	527,955	
ハ 構築物	37,848,674		
減価償却累計額	△ 19,289,768	18,558,906	
ニ 機械及び装置	7,998,110		
減価償却累計額	△ 6,555,703	1,442,407	
ホ 車両運搬具	15,303		
減価償却累計額	△ 13,640	1,663	
ヘ 工具器具及び備品	34,007		
減価償却累計額	△ 25,144	8,863	
ト 建設仮勘定		218,936	
有形固定資産合計			21,276,948

#### (2) 無形固定資産

イ 施設利用権		73,154	
無形固定資産合計			73,154
固定資産合計			21,350,102

### 2 流動資産

(1) 現金預金		1,213,612	
(2) 未収金		240,238	
貸倒引当金	△ 1,132	239,106	
(3) 貯蔵品		5,969	
流動資産合計			1,458,687
資産合計			22,808,789

## 負 債 の 部

### 3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	6,378,098		
企業債合計			6,378,098
(2) 引当金			
イ 修繕引当金	35,573		
引当金合計			35,573
固定負債合計			6,413,671

### 4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	652,722		
企業債合計			652,722
(2) 未払金			228,588
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	14,867		
引当金合計			14,867
(4) その他流動負債			100
流動負債合計			896,277

### 5 繰延収益

(1) 長期前受金			
長期前受金収益化累計額		17,184,102	
繰延収益合計		△ 9,564,757	
負債合計			7,619,345
			14,929,293

## 資 本 の 部

6 資本金 4,852,606

### 7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	59,743		
ロ 他会計補助金	8,912		
ハ 工事負担金	12,863		
ニ 受贈財産評価額	147,329		
資本剰余金合計			228,847
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	2,798,043		
利益剰余金合計			2,798,043
剰余金合計			3,026,890
資本合計			7,879,496
負債資本合計			22,808,789

(※)建設改良費等の財源に充てるための企業債

**令和7年度 浜田市水道事業予定損益計算書**  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

(単位：千円)

<b>1 営業収益</b>			
(1) 給水収益	1,098,738		
(2) 受託工事収益	91		
(3) その他営業収益	47,916	1,146,745	
<hr/>			
<b>2 営業費用</b>			
(1) 原水及び浄水費	187,712		
(2) 配水及び給水費	383,059		
(3) 受託工事費	91		
(4) 業務費	97,168		
(5) 総係費	74,889		
(6) 減価償却費	872,847		
(7) 資産減耗費	15,100		
(8) その他営業費用	60	1,630,926	
<hr/>			
<b>営業損失</b>			484,181
<b>3 営業外収益</b>			
(1) 受取利息及び配当金	11		
(2) 他会計補助金	112,176		
(3) 長期前受金戻入	407,357		
(4) 消費税及び地方消費税還付金	2		
(5) 雑収益	918	520,464	
<hr/>			
<b>4 営業外費用</b>			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	81,128		
(2) 雑支出	38,010	119,138	401,326
<hr/>			
<b>経常損失</b>			82,855
<b>5 特別利益</b>			
(1) 過年度損益修正益	1		
(2) その他特別利益	123,537	123,538	
<hr/>			
<b>6 特別損失</b>			
(1) 過年度損益修正損	909	909	
<hr/>			
<b>7 予備費</b>			
(1) 予備費	500	500	122,129
<hr/>			
<b>当年度純利益</b>			39,274
<b>前年度繰越利益剰余金</b>			2,758,769
<b>当年度未処分利益剰余金</b>			2,798,043
<hr/> <hr/>			

〈参考〉

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が484,181千円の赤字となっておりますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、76,824千円の赤字となります。

**令和7年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書**  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

(単位：千円)

項	目	
<b>1. 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
	当年度純利益 (△は損失)	39,274
	減価償却費	872,847
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 123,537
	賞与等引当金の増減額 (△は減少)	△ 285
	長期前受金戻入額 (△)	△ 407,357
	資産減耗費	15,100
	受取利息及び配当金 (△)	△ 11
	支払利息	81,128
	未収金の減少 (△は増加)	△ 14,389
	未払金の増加 (△は減少)	98,477
	その他の流動資産の減少 (△は増加)	△ 3,165
	小 計	558,082
	受取利息及び配当金の受取額	11
	利息の支払額	△ 81,128
	業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	476,965
<b>2. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
	固定資産の取得・建設改良による支出 (△)	△ 1,085,400
	固定資産売却収入	1
	工事負担金等収入	121,061
	国庫補助金の収入	81,071
	他会計補助金収入	313,447
	投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 569,820
<b>3. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
	建設改良企業債による収入	926,600
	建設改良企業債の償還等による支出 (△)	△ 671,143
	財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	255,457
	資金増加額 (△は減少額) (A+B+C)	162,602
	資金期首残高	1,051,010
	資金期末残高	1,213,612

## 令和7年度 個別注記

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) たな卸し資産の評価基準及び評価方法について

##### ① 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法について

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業等会計規程第83条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)	種 類	耐用年数(年)
建物	38～50	車両運搬具	4～5
構築物	30～60	工具器具及び備品	2～15
機械及び装置	5～20		

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業等会計規程第83条の規定により定額法を適用。

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

#### (3) 引当金の計上方法について

##### ① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

##### ② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上していたが、当事業年度における退職手当負担金制度の改正により、退職給付引当金123,537千円を取り崩す。

##### ③ 修繕引当金

平成26年3月31日以前に引き当てられたものが計上されており、これについては、従前の例により、修繕費が不足する場合に切り崩すこととしている。

##### ④ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

#### (4) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

##### ① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、浜田市（市長部局）との協定書に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は2,312,152千円である。

3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

5. セグメント情報に関する注記

報告セグメントが、単一セグメントのため、記載を省略している。

6. 減損損失に関する注記

(1) 減損の兆候について 該当なし。

7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

8. その他の注記

(1) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金14,215千円を取り崩す。

令和7年度 収益の収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 水道事業収益		1,779,157	123,537	1,902,694		
(3) 特別利益		1	123,537	123,538		
	2 その他特別利益	0	123,537	123,537		
					退職給付引当金戻入益	123,537

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 水道事業費用		1,808,308	44,000	1,852,308		
(1) 営業費用		1,640,620	44,000	1,684,620		
	2 配水及び給水費	371,024	44,000	415,024		
					修繕費	44,000

令和7年度 資本的収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的収入		1,249,042	193,138	1,442,180		
(1) 国庫補助金		103,333	△ 22,262	81,071		
	1 国庫補助金	103,333	△ 22,262	81,071		
					国庫補助金	△ 22,262
(4) 企業債		711,200	215,400	926,600		
	1 企業債	711,200	215,400	926,600		
					企業債	215,400

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的支出		1,944,471	△ 82,287	1,862,184		
(1) 建設改良費		1,272,496	△ 82,287	1,190,209		
	3 配水施設費	1,248,152	△ 82,287	1,165,865		
					委託料	△ 42,611
					工事請負費	△ 39,676

令和7年度

浜田市下水道事業会計補正予算  
(第2号)

## 目 次

令和7年度 浜田市下水道事業会計補正予算（第2号） .....	1
---------------------------------	---

### 予算に関する説明書

令和7年度 浜田市下水道事業会計予算実施計画 .....	3
------------------------------	---

補正予算給与費明細書 .....	5
------------------	---

令和7年度 浜田市下水道事業予定貸借対照表 .....	7
-----------------------------	---

令和7年度 浜田市下水道事業予定損益計算書 .....	9
-----------------------------	---

令和7年度 浜田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 .....	10
------------------------------------	----

令和7年度 個別注記 .....	11
------------------	----

### その他の書類

令和7年度 収益的収入及び支出明細書 .....	13
--------------------------	----

令和7年度 資本的収入及び支出明細書 .....	14
--------------------------	----

## 令和7年度浜田市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度浜田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度浜田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文中なお書きを、「なお、営業費用中公営企業会計適用に要する経費2,640千円及び営業外費用中企業債利息70,884千円の財源に充てるため、企業債16,500千円を借り入れる。」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収入	千円	千円	千円
第1款	下水道事業収益	953,840	△ 10,711	943,129
第1項	営業収益	185,271	1,461	186,732
第2項	営業外収益	768,568	△ 12,172	756,396

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支出	千円	千円	千円
第1款	下水道事業費用	965,377	△ 11,898	953,479
第1項	営業費用	872,835	△ 12,042	860,793
第2項	営業外費用	90,070	144	90,214

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条括弧書きを、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額320,938千円は、過年度分消費税等資本的収支調整額17,409千円及び当年度分損益勘定留保資金303,529千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収入	千円	千円	千円
第1款	資本的収入	1,786,441	△ 52,220	1,734,221
第1項	国県補助金	650,183	△ 10,603	639,580
第2項	工事負担金	3,500	927	4,427
第3項	企業債	1,049,100	△ 26,700	1,022,400
第4項	他会計出資金	83,658	△ 15,844	67,814

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支出	千円	千円	千円
第1款	資本的支出	2,092,665	△ 37,506	2,055,159
第1項	建設改良費	1,399,478	△ 37,506	1,361,972

(企業債)

第4条 予算第5条中に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	707,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借換えすることができる。	684,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借換えすることができる。
資本費平準化債	356,000				351,800			
公営企業会計適用債	2,600				2,600			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千円	千円	千円
(1) 職員給与費	85,436	△ 3,340	82,096

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「540,128千円」を「524,764千円」に改める。

令和8年2月24日 提出

浜田市長 三浦大紀

令和7年度 浜田市下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			953,840	△ 10,711	943,129
	(1) 営業収益		185,271	1,461	186,732
		1 下水道使用料	184,174	598	184,772
		2 その他営業収益	1,097	863	1,960
	(2) 営業外収益		768,568	△ 12,172	756,396
		3 他会計補助金	540,128	△ 15,364	524,764
		4 長期前受金戻入	208,381	△ 983	207,398
		7 引当金戻入益	0	4,175	4,175

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			965,377	△ 11,898	953,479
	(1) 営業費用		872,835	△ 12,042	860,793
		1 管 渠 費	67,016	△ 3,000	64,016
		3 処 理 場 費	179,275	△ 9,500	169,775
		6 総 係 費	64,782	△ 3,340	61,442
		7 減 価 償 却 費	487,678	4,798	492,476
		8 資 産 減 耗 費	8,416	△ 1,000	7,416
	(2) 営業外費用		90,070	144	90,214
		1 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	73,404	144	73,548

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			1,786,441	△ 52,220	1,734,221
	(1) 国県補助金		650,183	△ 10,603	639,580
		1 国庫補助金	619,783	△ 8,099	611,684
		2 県補助金	30,400	△ 2,504	27,896
	(2) 工事負担金		3,500	927	4,427
		1 工事負担金	3,500	927	4,427
	(3) 企業債		1,049,100	△ 26,700	1,022,400
		1 企業債	1,049,100	△ 26,700	1,022,400
	(4) 他会計出資金		83,658	△ 15,844	67,814
		1 他会計出資金	83,658	△ 15,844	67,814

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			2,092,665	△ 37,506	2,055,159
	(1) 建設改良費		1,399,478	△ 37,506	1,361,972
		1 管渠費	904,178	△ 26,169	878,009
		2 処理場費	493,069	△ 10,606	482,463
		4 資産購入費	731	△ 731	0

補正予算給与費明細書

1 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数			給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職		報酬	給料	手当	計		
補正後	15	(1)	9	2,727	36,535	27,947	67,209	13,432	80,641
補正前	15	(1)	9	2,727	36,535	31,287	70,549	13,432	83,981
比較						△ 3,340	△ 3,340		△ 3,340

注 ( ) は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数			給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職		報酬	給料	手当	計		
補正後	15		9	360	36,535	27,029	63,924	12,822	76,746
補正前	15		9	360	36,535	30,369	67,264	12,822	80,086
比較						△ 3,340	△ 3,340		△ 3,340

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区分	職員数			給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職		報酬	給料	手当	計		
補正後		(1)		2,367		918	3,285	610	3,895
補正前		(1)		2,367		918	3,285	610	3,895
比較									

注 ( ) は短時間勤務の職員数 (外数)

(単位：千円)

手当の訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	500	2,103	514	594		2,711	
	補正前	500	2,103	514	594		2,711	
	比較							
手当の訳	区分	期末手当	勤勉手当	賞与等 引当金繰入 (手当)	退職手当 組合負担金	退職手当組合 特別負担金	退職給付 引当金繰入	手当計
	補正後	7,456	5,978	3,410	4,681			27,947
	補正前	7,456	5,978	3,410	4,681		3,340	31,287
	比較						△ 3,340	△ 3,340

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0 千円	1 給与改定に伴う増減額 千円		
		2 普通昇給に伴う増減額 千円	普通昇給分	
		3 その他の増減分 千円	退職に伴う減額 千円 新規採用に伴う増額 千円 他会計との異動等による増減額 千円 昇格等による増減額 千円 その他による増減等 千円 給料額の削減による減額 千円	
職員手当	△3,340 千円		管 理 職 手 当 扶 養 手 当 住 居 手 当 通 勤 手 当 特 殊 勤 務 手 当 時 間 外 勤 務 手 当 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 期 末 手 当 勤 勉 手 当 賞 与 等 引 線 入 金 額 退 職 手 当 組 負 担 金 退 職 手 当 組 負 担 特 別 金 退 職 給 付 引 線 当 金 入	千円 △3,340 制度改正に伴う減

令和7年度 浜田市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		467,003	
ロ 建物	768,794		
減価償却累計額	△ 290,033	478,761	
ハ 構築物	15,151,877		
減価償却累計額	△ 4,955,220	10,196,657	
ニ 機械及び装置	2,978,511		
減価償却累計額	△ 1,890,050	1,088,461	
ホ 車両運搬具	795		
減価償却累計額	0	795	
ヘ 工具器具及び備品	5,203		
減価償却累計額	△ 4,429	774	
ト 建設仮勘定		2,038,246	
有形固定資産合計			14,270,697

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア		485	
無形固定資産合計			485
固定資産合計			14,271,182

2 流動資産

(1) 現金預金		133,478	
(2) 未収金	77,451		
貸倒引当金	△ 92	77,359	
流動資産合計			210,837
資産合計			14,482,019

## 負 債 の 部

### 3 固定負債

#### (1) 企業債

イ	建設改良企業債 (※)	6,087,105		
	企業債合計		6,087,105	
	固定負債合計			6,087,105

### 4 流動負債

#### (1) 企業債

イ	建設改良企業債 (※)	650,470		
	企業債合計		650,470	

#### (2) 未払金

39,735

#### (3) 引当金

イ	賞与等引当金	6,193		
	引当金合計		6,193	

#### (4) その他流動負債

56,892

	流動負債合計		753,290	
--	--------	--	---------	--

### 5 繰延収益

#### (1) 長期前受金

8,985,072

	長期前受金収益化累計額	△ 3,077,585		
--	-------------	-------------	--	--

	繰延収益合計		5,907,487	
--	--------	--	-----------	--

	負債合計		12,747,882	
--	------	--	------------	--

## 資 本 の 部

### 6 資本金

#### (1) 固有資本金

806,789

#### (2) 繰入資本金

706,355

	資本金合計		1,513,144	
--	-------	--	-----------	--

### 7 剰余金

#### (1) 資本剰余金

イ	国庫補助金	206,734		
---	-------	---------	--	--

ロ	受贈財産評価額	1,743		
---	---------	-------	--	--

	資本剰余金合計		208,477	
--	---------	--	---------	--

#### (2) 利益剰余金

イ	当年度未処分利益剰余金	12,516		
---	-------------	--------	--	--

	利益剰余金合計		12,516	
--	---------	--	--------	--

	剰余金合計		220,993	
--	-------	--	---------	--

	資本合計		1,734,137	
--	------	--	-----------	--

	負債資本合計		14,482,019	
--	--------	--	------------	--

(※) 建設改良費等の財源に充てるための企業債

## 令和7年度 浜田市下水道事業予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

<b>1 営業収益</b>			
(1) 下水道使用料	167,976		
(2) その他営業収益	1,960	169,936	
<b>2 営業費用</b>			
(1) 管渠費	58,229		
(2) ポンプ場費	2,612		
(3) 処理場費	155,686		
(4) 浄化槽費	38,136		
(5) 業務費	20,350		
(6) 総係費	58,599		
(7) 減価償却費	492,476		
(8) 資産減耗費	7,416	833,504	
<b>営業損失</b>			663,568
<b>3 営業外収益</b>			
(1) 受取利息及び配当金	2		
(2) 国庫補助金	20,000		
(3) 他会計補助金	524,764		
(4) 長期前受金戻入	207,398		
(5) 消費税及び地方消費税還付金	2		
(6) 引当金戻入益	4,175		
(7) 雑収益	54	756,395	
<b>4 営業外費用</b>			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	73,548		
(2) 雑支出	16,666	90,214	666,181
<b>経常利益</b>			2,613
<b>5 特別利益</b>			
(1) 過年度損益修正益	1	1	
<b>6 特別損失</b>			
(1) 過年度損益修正損	431	431	
<b>7 予備費</b>			
(1) 予備費	2,000	2,000	2,430
<b>当年度純利益</b>			183
<b>前年度繰越利益剰余金</b>			12,333
<b>当年度未処分利益剰余金</b>			12,516

〈参考〉

営業費用の総係費中、公営企業会計適用に要する経費2,640千円のうち2,600千円は公営企業会計適用債で、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費73,548千円のうち13,900千円は資本費平準化債で財源措置します。

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が663,568千円の赤字となっておりますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、456,170千円の赤字となります。

**令和7年度 浜田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書**  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

項	目	
<b>1. 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
	当年度純利益	183
	減価償却費	492,476
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 1
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 4,175
	賞与等引当金の増減額 (△は減少)	128
	長期前受金戻入額	△ 207,398
	資産減耗費	7,416
	受取利息及び配当金 (△)	△ 2
	支払利息	73,548
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 107
	その他固定負債の増加 (△は減少)	△ 450
	小 計	361,618
	受取利息及び配当金の受取額	2
	利息の支払額	△ 73,548
	業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	288,072
<b>2. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
	固定資産の取得・建設改良による支出 (△)	△ 1,248,109
	国庫補助金収入	581,436
	工事負担金収入	4,024
	投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 662,649
<b>3. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,038,900
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還等による支出 (△)	△ 693,187
	他会計からの出資による収入	67,814
	一時借入金の借入による収入	2,200,000
	一時借入金の返済による支出 (△)	△ 2,200,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	413,527
<b>資金増加額 (△は減少額)</b>	(A+B+C)	38,950
<b>資金期首残高</b>		94,528
<b>資金期末残高</b>		133,478

## 令和7年度 個別注記

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法について

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業等会計規程第83条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)
建物	8～50
構築物	15～50
機械及び装置	10～20

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業等会計規程第83条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)
ソフトウェア	5

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

#### (2) 引当金の計上方法について

##### ① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

##### ② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上していたが、当事業年度における退職手当負担金制度の改正により、退職給付引当金4,175千円を取り崩す。

##### ③ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

#### (3) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

##### ① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

### 2. 予定貸借対照表等に関する注記

#### (1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、浜田市（市長部局）との協定等に基づき一般会計が負担すると見込まれる額は6,152,244千円である。

### 3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

#### 4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

#### 5. セグメント情報に関する注記

下水道事業会計は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び生活排水処理事業を運営していることから、以下の5つを報告セグメントとしている。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	浜田市街地における、し尿・生活雑排水等の処理
特定環境保全公共下水道事業	国府地区、旭地区、三隅地区における、し尿・生活雑排水等の処理
農業集落排水事業	美川地区、雲城地区、旭地区、弥栄地区、三隅地区における、し尿・生活雑排水等の処理
漁業集落排水事業	三隅地区における、し尿・生活雑排水等の処理
生活排水処理事業	旭、弥栄、三隅地区の下水道及び集落排水の事業計画区域外における、浄化槽によるし尿及び生活雑排水の処理

(単位：千円)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	生活排水処理事業	合計
営業収益		92,788	59,727	3,611	13,810	169,936
営業費用	供用開始前 のため 計上なし	445,356	310,645	24,236	53,267	833,504
営業損益		△ 352,568	△ 250,918	△ 20,625	△ 39,457	△ 663,568
経常損益		2,342	99	96	76	2,613
セグメント資産	2,240,549	6,998,673	4,597,275	390,991	254,531	14,482,019
セグメント負債	2,146,916	5,786,356	4,354,603	261,222	198,785	12,747,882

#### 6. 減損損失に関する注記

(1) 減損の兆候について 該当なし。

#### 7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

#### 8. その他の注記

(1) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金6,122千円を取り崩す。

令和7年度 収益的収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 下水道事業収益	953,840	△ 10,711	943,129		
(1) 営業収益	185,271	1,461	186,732		
1 下水道使用料	184,174	598	184,772	下水道使用料	598
2 その他営業収益	1,097	863	1,960	雑収益	863
(2) 営業外収益	768,568	△ 12,172	756,396		
3 他会計補助金	540,128	△ 15,364	524,764	他会計補助金	△ 15,364
4 長期前受金戻入	208,381	△ 983	207,398	長期前受金戻入	△ 983
7 引当金戻入益	0	4,175	4,175	退職給付引当金戻入益	4,175

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 下水道事業費用	965,377	△ 11,898	953,479		
(1) 営業費用	872,835	△ 12,042	860,793		
1 管渠費	67,016	△ 3,000	64,016	委託料	△ 3,000
3 処理場費	179,275	△ 9,500	169,775	委託料	△ 5,000
3 処理場費				動力費	△ 4,500
6 総係費	64,782	△ 3,340	61,442	退職給付引当金繰入額	△ 3,340
7 減価償却費	487,678	4,798	492,476	有形固定資産減価償却費	4,798
8 資産減耗費	8,416	△ 1,000	7,416	固定資産除却費	△ 1,000
(2) 営業外費用	90,070	144	90,214		
1 支払利息及び企業債取扱諸費	73,404	144	73,548	企業債利息	144

令和7年度 資本的收入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的收入	1,786,441	△ 52,220	1,734,221		
(1) 国県補助金	650,183	△ 10,603	639,580		
1 国庫補助金	619,783	△ 8,099	611,684	国庫補助金	△ 8,099
2 県補助金	30,400	△ 2,504	27,896	県補助金	△ 2,504
(2) 工事負担金	3,500	927	4,427		
1 工事負担金	3,500	927	4,427	工事負担金	927
(3) 企業債	1,049,100	△ 26,700	1,022,400		
1 企業債	1,049,100	△ 26,700	1,022,400	企業債	△ 26,700
(4) 他会計出資金	83,658	△ 15,844	67,814		
1 他会計出資金	83,658	△ 15,844	67,814	他会計出資金	△ 15,844

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本の支出	2,092,665	△ 37,506	2,055,159		
(1) 建設改良費	1,399,478	△ 37,506	1,361,972		
1 管渠費	904,178	△ 26,169	878,009	備消耗品費	△ 329
				委託料	△ 8,049
				賃借料	△ 14
				工事請負費	△ 17,777
2 処理場費	493,069	△ 10,606	482,463	備消耗品費	△ 25
				工事請負費	△ 8,285
				企業債利息	△ 2,296
4 資産購入費	731	△ 731	0	有形固定資産購入費	△ 731

同意第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

住 所	(省略)
職 業	地方公務員
氏 名	渡 邊 淳
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	無職
氏 名	堀 口 秀 樹
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	会社員
氏 名	森 下 政 昭
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	神職
氏 名	白 澤 和 朋
生年月日	(省略)

(参 考)

前任者 寺 田 恭 子 (令和 8 年 6 月 30 日まで)  
堀 口 秀 樹 (令和 8 年 6 月 30 日まで)  
森 下 政 昭 (令和 8 年 6 月 30 日まで)  
白 澤 和 朋 (令和 8 年 6 月 30 日まで)

任 期 3 年

根拠法 人権擁護委員法第 9 条